

IV

家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟事件の概況等

1 家事事件の概況

1. 1 家事事件全体の概況

家事事件¹のうち別表第一審判事件の新受件数は、平成26年と比べて、主として後見等監督処分事件と後見人等に対する報酬付与事件の大幅な増加の影響で更に増加した。一方、別表第二事件の新受件数は、緩やかな増加傾向にあり、平均審理期間は高止まり状態又は緩やかに長期化している。

一般調停事件については、新受件数が減少傾向にある一方、平均審理期間については緩やかな長期化傾向にあり、平成26年以降は高止まり状態にある。この傾向又は状態について、取下げで終局した事件の割合が減少する一方、これよりも相対的に平均審理期間が長期化する傾向にある調停成立で終局した事件の割合が増加傾向にあることが影響しているのではないかと考えられることは、前回とほぼ同様である。

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、終局区分別の既済件数及び事件割合）については、基本的に前回から大きな変化は見られないものの、別表第二調停事件についての「それ以外の事由」で終局した事件の割合が、前回（6.2%）より3.5%増加している。これは、主として、家事法で別表第二調停事件でも新たに利用可能となった調停に代わる審判で終局した事件の影響によるものと思われる（別表第二調停事件のうち、調停に代わる審判で終局した事件の割合は、平成26年では2.7%であったものが、平成28年では5.1%となっている。）。

○ 別表第一審判事件

平成28年における別表第一審判事件の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりであり、既済件数及び平均審理期間は【表2】のとおりである。

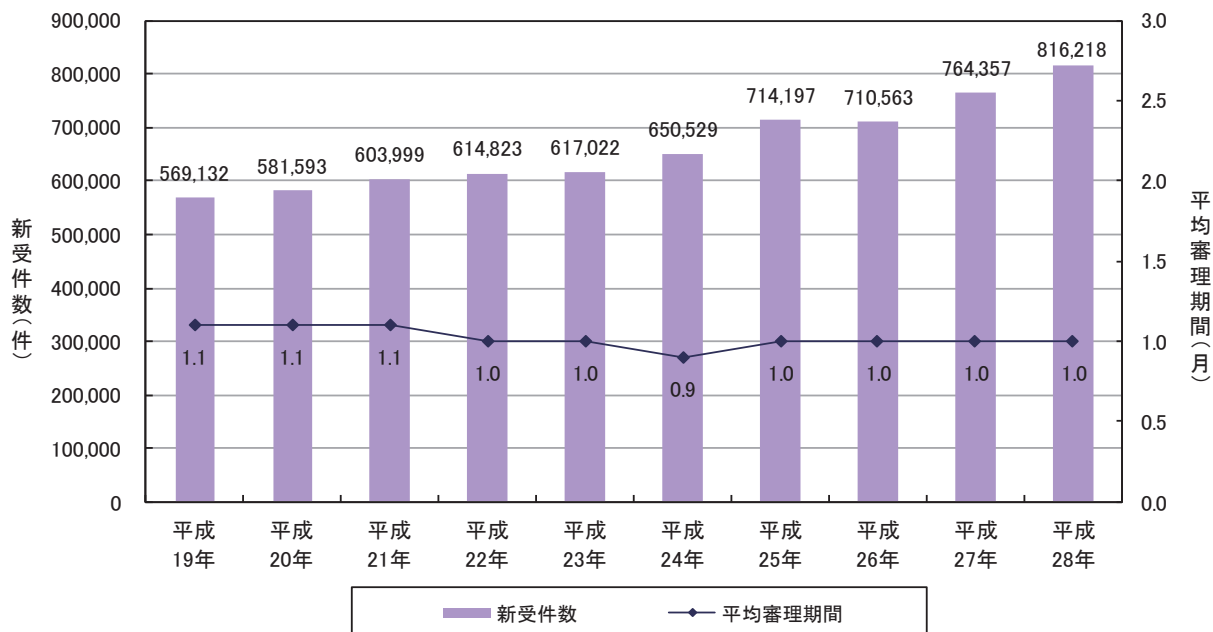
平成28年の新受件数は、平成26年（71万0563件）より更に1割以上増加していて、長期的に見て増加傾向は続いている。こうした増加傾向の主な要因は、後見等監督処分事件と後見人等に対する報酬付与事件を合計した新受件数が、平成26年の17万0563件から26万4829件に増加したことにより、これには、成年後見制度の利用者数が増加していることや、専門職後見人の選任数が増加していること等が影響していると思われる。

別表第一審判事件の既済件数は、家事事件全体の約8割を占めており、その平均審理期間が1.0月と短期間である傾向に、前回から変化は見られない（第6回報告書133頁【表1】参照）。

¹ 本報告書で取り上げる「家事事件」は、家事法別表第一に掲げる事項についての審判事件（以下「別表第一審判事件」という。）、別表第二に掲げる事項についての審判事件（以下「別表第二審判事件」という。）、別表第二に掲げる事項についての調停事件（以下「別表第二調停事件」という。）及び別表第二に掲げる事項以外の事項についての調停事件（以下「一般調停事件」という。）である。別表第二審判事件と別表第二調停事件を併せて「別表第二事件」という。

なお、本報告書で取り上げる事件には、家事審判法が適用された事件も含まれているが、便宜上、そうした事件も含めて、「別表第一審判事件」、「別表第二審判事件」又は「別表第二調停事件」という呼称を用いることとする。また、以下、本章において単に「調停」という場合には、家事調停を指すものとする。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(別表第一審判事件)



【表2】 家事事件の既済件数及び平均審理期間

事件の種類	別表第一審判事件	別表第二審判事件	別表第二調停事件	一般調停事件
既済件数	818,673	19,857	78,564	60,121
平均審理期間(月)	1.0	5.6	5.8	5.1

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表3】のとおりであり、大半の事件が6月以内に終局しているという傾向に変化はない(第6回報告書134頁【表3】参照)。

【表3】 家事事件の審理期間別の既済件数及び事件割合

事件の種類	別表第一審判事件	別表第二審判事件	別表第二調停事件	一般調停事件
6月以内	810,300 99.0%	14,300 72.0%	53,667 68.3%	43,967 73.1%
6月超 1年以内	7,354 0.9%	3,839 19.3%	17,806 22.7%	13,069 21.7%
1年超 2年以内	944 0.1%	1,416 7.1%	6,226 7.9%	2,961 4.9%
2年を超える	75 0.01%	302 1.5%	865 1.1%	124 0.2%

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表4】のとおりであり、認容で終局したものが約98%で、他の終局区分の割合が非常に少ないことは、前回とほぼ同様の傾向である（第6回報告書135頁【表4】参照）。

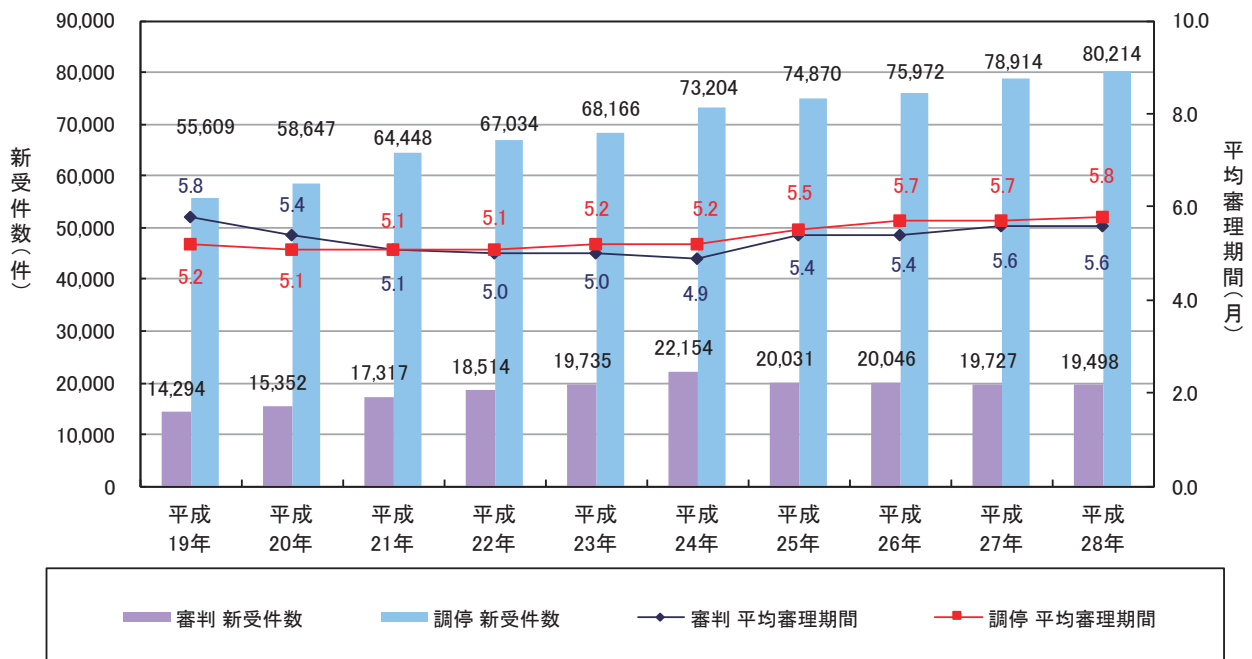
【表4】家事事件の終局区分別の既済件数及び事件割合

	別表第一 審判事件	別表第二 審判事件		別表第二 調停事件	一般調停事件
総数	818,673	19,857	総数	78,564	60,121
	100.0%	100.0%		100.0%	100.0%
認容	799,198	9,789	成立	44,759	28,469
	97.6%	49.3%		57.0%	47.4%
却下	2,415	2,267	不成立	10,172	14,625
	0.3%	11.4%		12.9%	24.3%
取下げ	12,127	3,383	取下げ	16,009	12,546
	1.5%	17.0%		20.4%	20.9%
それ以外	4,933	4,418	それ以外	7,624	4,481
	0.6%	22.2%		9.7%	7.5%

○ 別表第二事件

平成28年における別表第二事件の既済件数及び平均審理期間は【表2】のとおりであり、新受件数及び平均審理期間の推移は【図5】のとおりである。

【図5】新受件数及び平均審理期間の推移（別表第二事件）



調停事件の新受件数は、平成19年以降一貫して増加しており、審判事件の新受件数も、ここ数年はおおむね高止まり状態にあって、別表第二事件全体としての新受件数は、緩やかな増加傾向にある。平均審理期間²について見れば、調停事件は、平成19年から平成24年にかけて5月前後で推移した後、平成25年から

² 本項において、別表第二審判事件の審理期間とは、審判事件として係属した時（審判事件として申立てがあった時、調停が不成立になって審判移行した時等）から審判事件として終局した時までを指す（調停事件についても同様である。）。この点、IV. 1. 2.

Ⅳ 家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟事件の概況等

緩やかに長期化し、平成 26 年から高止まり状態にある³。一方、審判事件は、平成 19 年から平成 24 年にかけて短縮した後、平成 25 年以降は緩やかに長期化している⁴。

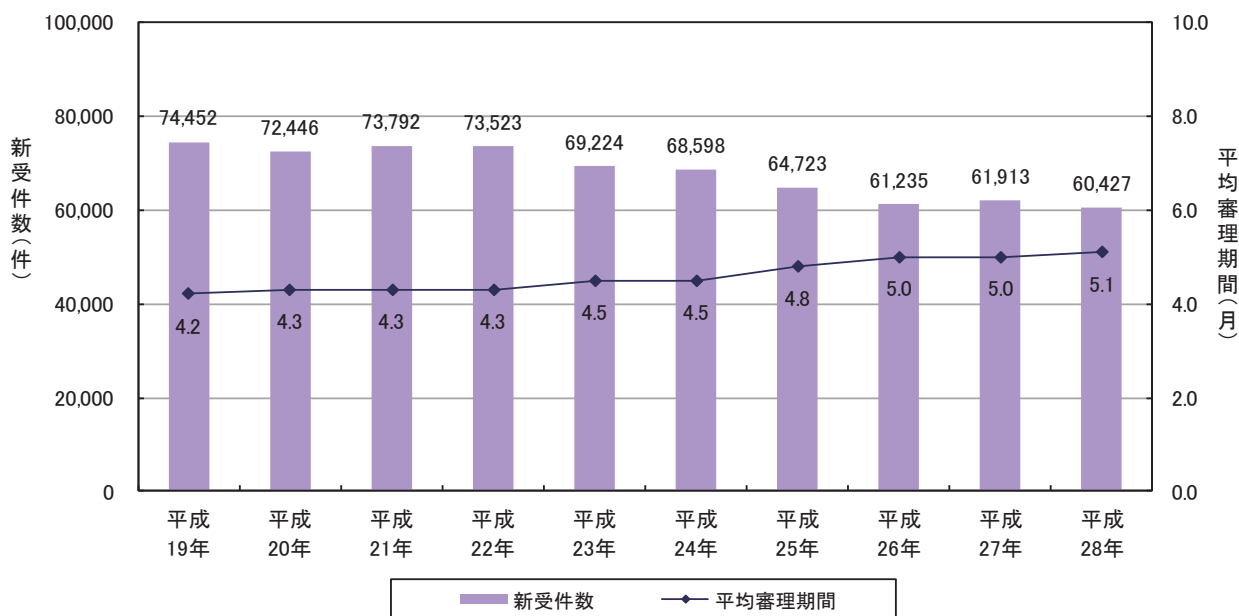
審理期間別の既済件数及び事件割合は【表 3】のとおりであり、審理期間が 6 月以内の事件の割合（審判事件で 72.0％、調停事件で 68.3％）は、審判事件では、前回（74.7％）より 2.7％減少し、調停事件では、前回（70.4％）より 2.1％減少している。一方で、審理期間が 1 年を超える事件の割合（審判事件で 8.6％、調停事件で 9.0％）は、審判事件では、前回（8.3％）より 0.3％増加しており、調停事件でも、前回（8.6％）より 0.4％増加している。（第 6 回報告書 134 頁【表 3】参照）

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 4】のとおりである。調停事件について、調停成立で終局した事件の割合は前回（58.2％）より 1.2％減少し、調停不成立で終局した事件の割合は前回（14.3％）より 1.4％減少、取下げで終局した事件の割合は前回（21.3％）より 0.9％減少している。なお、それ以外の事由で終局した事件の割合が前回（6.2％）より 3.5％増加しているが、これは、主として、家事法で別表第二調停事件でも新たに利用可能となった調停に代わる審判で終局した事件の影響によると思われる⁵。 （第 6 回報告書 135 頁【表 4】参照）

○ 一般調停事件

平成 28 年における一般調停事件の既済件数及び平均審理期間は【表 2】のとおりであり、新受件数及び平均審理期間の推移は【図 6】のとおりである。

【図 6】 新受件数及び平均審理期間の推移（一般調停事件）



1以降と異なる統計処理がされているので(後掲Ⅳ. 1. 2. 1【図9】の注記参照)、注意されたい。

³ なお、未済事件の平均係属期間は、平成 24 年から平成 27 年にかけて、5.8 月、5.7 月、5.6 月、5.6 月と徐々に短縮している(未済事件の平均係属期間の平成 27 年までの推移については、最高裁判所事務総局家庭局「家庭裁判所事件の概況(1)一家事事件」法曹時報第 68 巻第 12 号 82 頁第 20 表(平成 28 年)参照)。

⁴ なお、未済事件の平均係属期間は、平成 24 年から平成 27 年にかけて、6.8 月、6.8 月、6.7 月、6.3 月と徐々に短縮している(未済事件の平均係属期間の平成 27 年までの推移については、最高裁判所事務総局家庭局・脚注 3・72 頁第 9 表参照)。

⁵ 平成 28 年の既済事件(別表第二調停事件)のうち、5.1％が調停に代わる審判により終局している。

⁶ 審判事件で「それ以外」による終局が多いのは、審判事件として審理している中で合意形成がされ、事件が調停に付されて調停成立となり、審判事件が当然終了する場合が一定数あるためである。

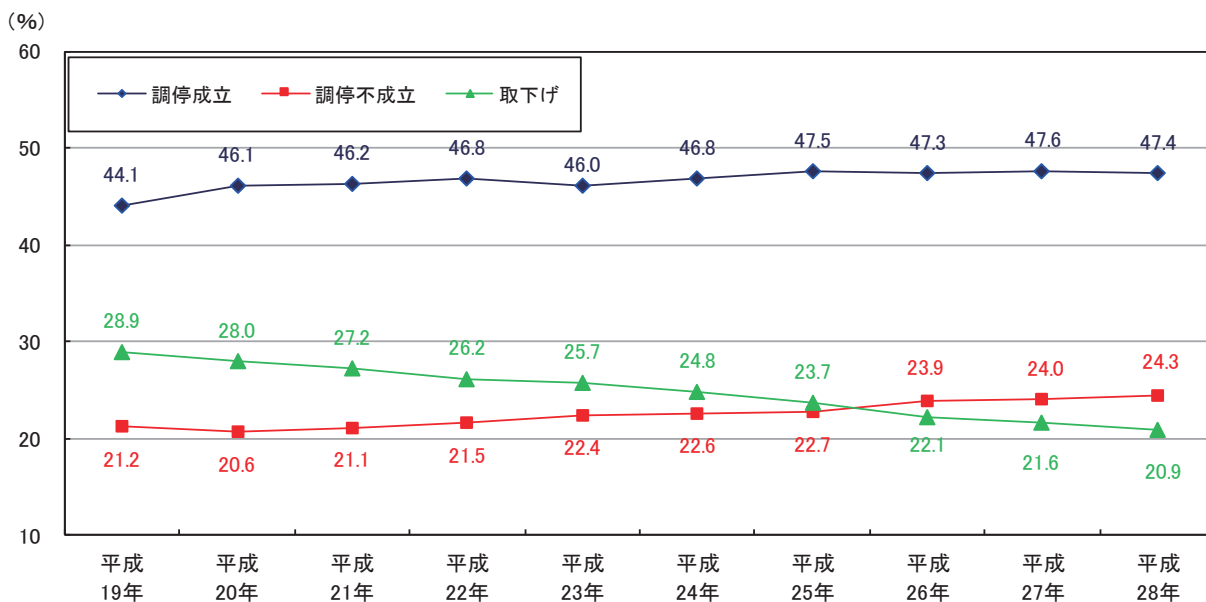
一般調停事件（その大部分を夫婦関係調整調停事件が占める⁷。）の新受件数は、平成 19 年以降、おおむね減少傾向が続いているが、一方で、平均審理期間は緩やかな長期化傾向にあり、平成 26 年以降、高止まり状態にある。なお、未済事件の平均係属期間も、平成 19 年の 3.7 月から、平成 26 年には 4.2 月となり、平成 27 年も 4.2 月と⁸、同様の傾向が見られる。

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表 3】のとおりであり、審理期間が 6 月以内の事件の割合は前回（75.1%）より 2.0%減少しているが、1 年を超える事件の割合は、前回（4.5%）より 0.6%増加している（第 6 回報告書 134 頁【表 3】参照）。

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 4】のとおりであり、調停成立で終局した事件の割合は前回（47.3%）とほぼ同様である（第 6 回報告書 135 頁【表 4】参照）。

なお、【図 7】のとおり、ここ 10 年間で、調停成立で終局した事件の割合が増加傾向にある一方で、取下げで終局した事件の割合が減少する傾向が見られる⁹。そして、夫婦関係調整調停事件で見ると、【図 8】のとおり、取下げで終局した事件の平均審理期間は 3.3 月前後で推移しているのに対し、調停成立で終局した事件の平均審理期間は 4.6 月から 5.8 月と長期化しており、取下げで終局した事件の平均審理期間が調停成立で終局した事件の平均審理期間よりも短くなっている¹⁰。そうすると、一般調停事件の平均審理期間が緩やかな長期化傾向にあることについては、取下げで終局した事件の割合が減少する一方、これよりも相対的に平均審理期間が長期化する傾向にある調停成立で終局した事件の割合が増加傾向にあることが影響しているのではないかと考えられることは、前回とほぼ同様である（第 6 回報告書 137 頁参照）。

【図 7】 一般調停事件の終局区分別割合の推移



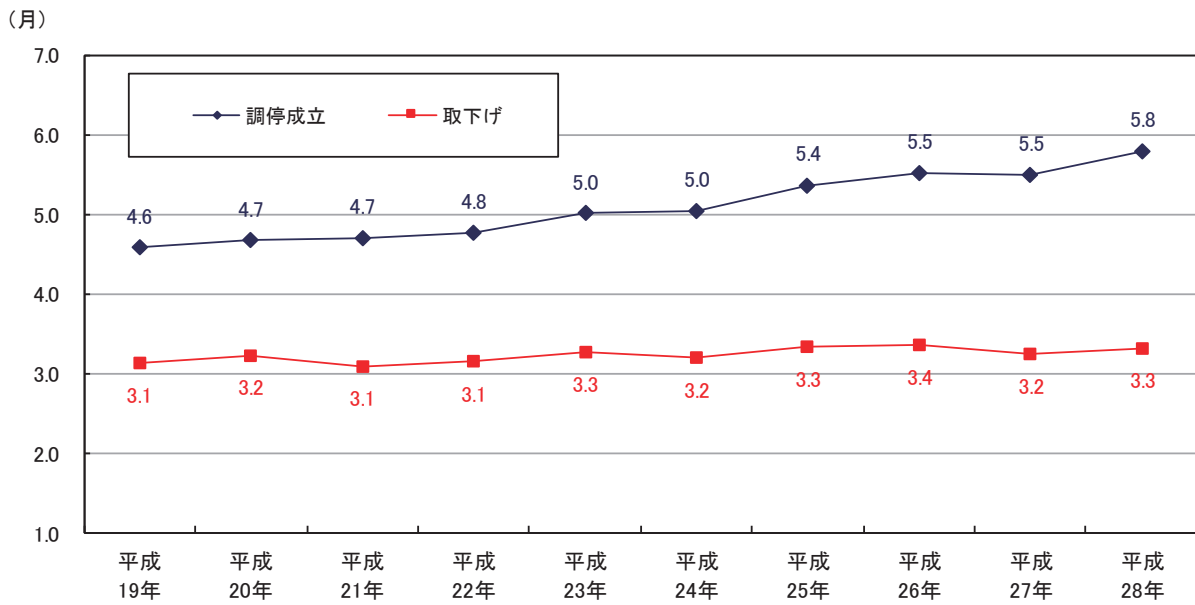
⁷ 夫婦関係調整調停事件の新受件数は、平成 27 年において 4 万 8764 件、平成 28 年において 4 万 7717 件である。

⁸ 未済事件の平均係属期間の平成 27 年までの推移については、最高裁判所事務総局家庭局・脚注 3・82 頁第 20 表参照

⁹ より詳細な数値については、最高裁判所事務総局家庭局・脚注 3・81 頁第 17 表参照

¹⁰ 取下げで終局する事件においては、相手方の不出頭が続いたり、合意の見込みが薄かったり、手続外で協議離婚が成立したりすること等により、比較的早い時期に結論が見通せることも少なくないため、調停成立で終局する事件と比べて終局までの期間が短くなる傾向があるものと思われる。

【図8】 夫婦関係調整調停事件における終局区分別の平均審理期間の推移



1. 2 個別の事件類型の概況

1. 2. 1 遺産分割事件

高齢化の影響等により新受件数（審判＋調停）が長期的に見れば増加傾向にある。平均審理期間は、ここ数年間は12月前後で推移しており、長期的に見れば短縮傾向にある。

他の事件類型と比べて、家事法で新たに利用可能となった調停に代わる審判が前回（6.7%）よりも更に積極的に活用されている（既済事件の15.5%）。

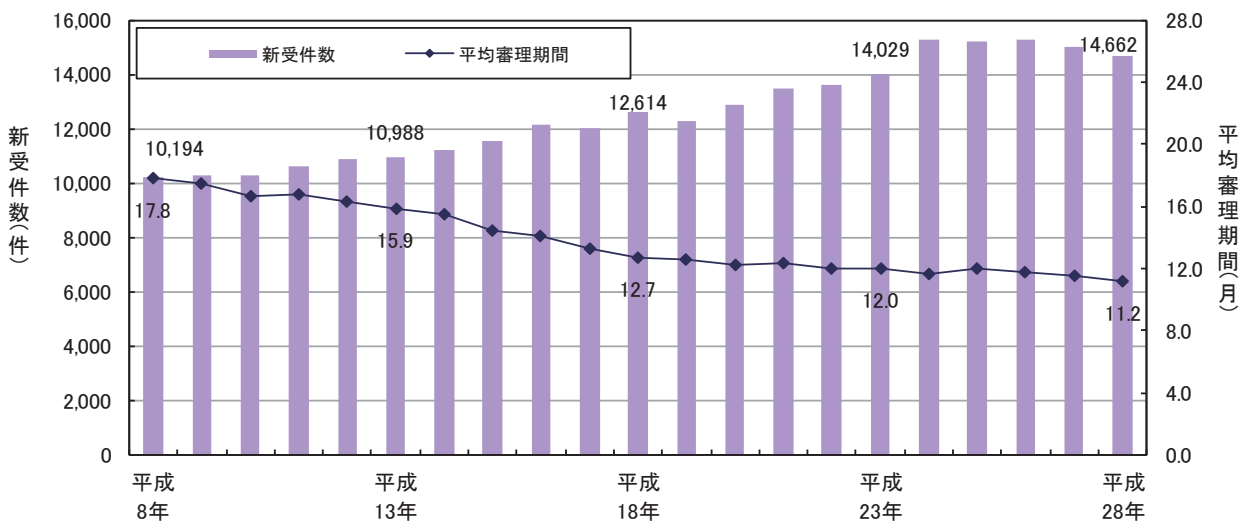
手続代理人弁護士との関与がある事件数は、ここ数年増加傾向にある。

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、平均期日回数及び平均期日間隔、平均当事者数）については、前回から大きな変化は見られない。

新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移は【図9】のとおりである。

平成28年における新受件数は1万4662件と、平成26年（1万5261件）より減少したものの、高齢化の影響等により、長期的に見れば増加傾向にある（第6回報告書139頁参照）。

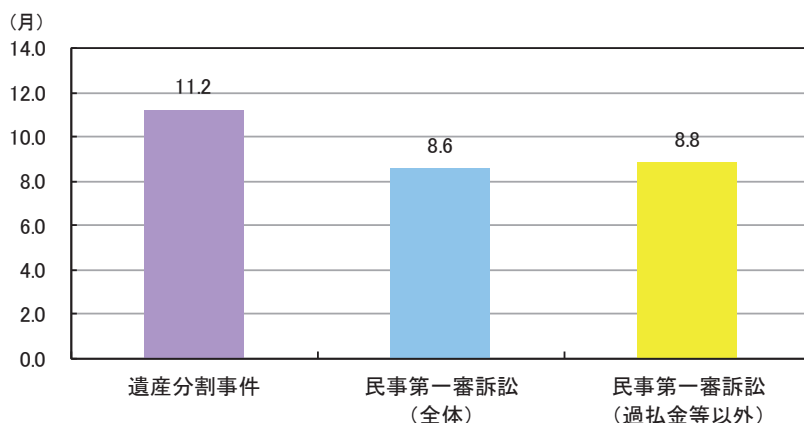
【図9】 新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移（遺産分割事件）



※ 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件（例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件）についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である（本項における既済事件のデータは全て同様である。）。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提がとられている。

平成28年における平均審理期間は【図10】のとおりであり、前回（11.8月）より若干短くなっている（民事第一審訴訟事件の平均審理期間と比べて長くなっていることは前回と同様である。第6回報告書140頁【図10】参照）。ここ数年間で見れば、【図9】のとおり、12月前後で推移しており、長期的に見れば短縮傾向にある。

【図10】 平均審理期間(遺産分割事件及び民事第一審訴訟事件)



審理期間別の既済件数及び事件割合は【表 11】のとおりである。審理期間が6月以内の事件の割合が前回(37.3%)より若干増加して38.0%となる一方で、1年を超える事件の割合は前回(30.3%)より若干減少して29.9%となった。(第6回報告書140頁【表11】参照)

【表11】 審理期間別の既済件数及び事件割合(遺産分割事件及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	遺産分割事件	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
既済件数	12,188	148,016	99,500
平均審理期間(月)	11.2	8.6	8.8
6月以内	4,632 38.0%	84,526 57.1%	55,177 55.5%
6月超1年以内	3,906 32.0%	29,845 20.2%	19,296 19.4%
1年超2年以内	2,729 22.4%	24,903 16.8%	18,587 18.7%
2年超3年以内	660 5.4%	6,259 4.2%	4,661 4.7%
3年を超える	261 2.1%	2,483 1.7%	1,779 1.8%

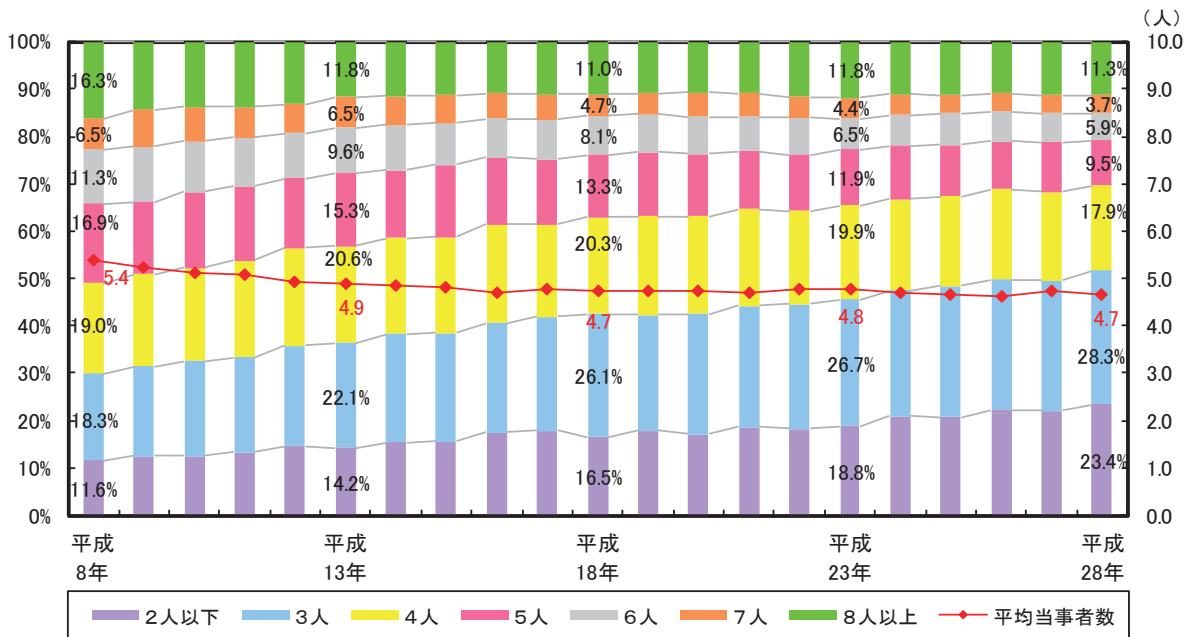
終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 12】のとおりである。調停成立で終局した事件の割合は、前回(59.8%)と比べて減少しているが、なお全体の6割弱が調停成立で終局している。審判(認容, 却下, 分割禁止)により終局した事件の割合は、前回(9.88%)より2.10%減少して7.78%となった(第6回報告書140頁【表12】参照)。家事法で別表第二調停事件でも新たに利用可能となった調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回(6.7%)より8.8%増加して15.5%となったが、これは、婚姻関係事件や子の監護事件といった他の事件類型よりもかなり高い割合であり(後掲IV. 1. 2. 2【表23】、後掲IV. 1. 2. 3【表31】参照)、遺産分割事件においては、簡易迅速な紛争解決手段として積極的に調停に代わる審判が活用されていることがうかがわれる。

【表12】 終局区分別の既済件数及び事件割合(遺産分割事件)

調停成立	6,645 54.5%
調停をしない	144 1.2%
調停に代わる審判	1,886 15.5%
取下げ	2,520 20.7%
当然終了	46 0.4%
認容	901 7.4%
却下	36 0.3%
分割禁止	10 0.08%

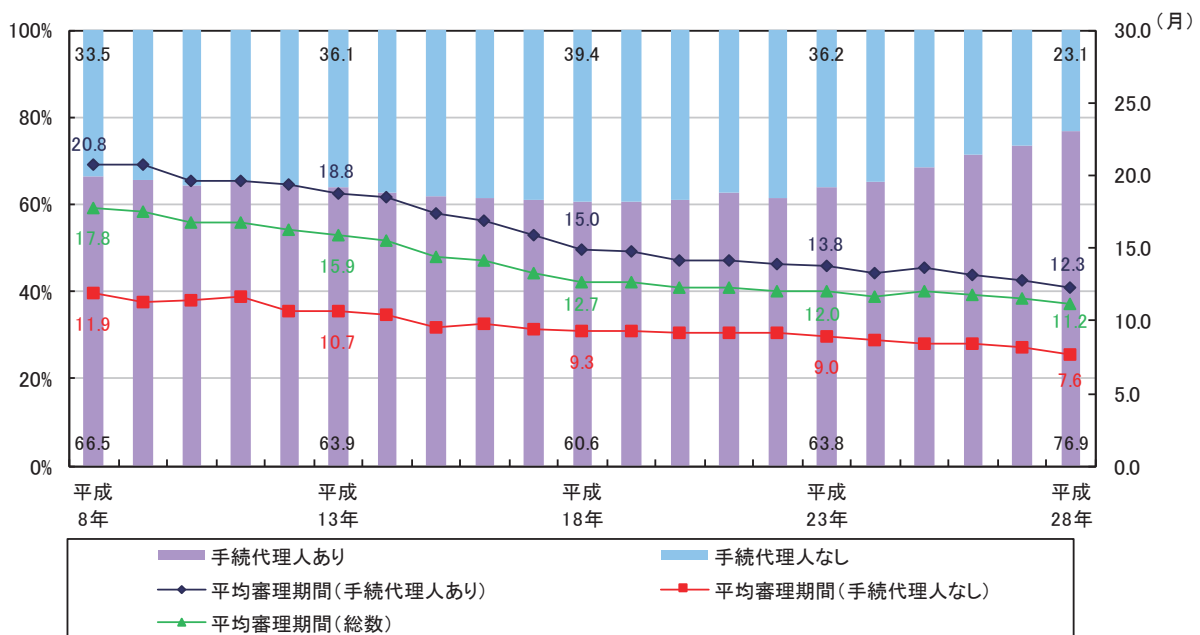
当事者数の推移は【図 13】のとおりであり、平均当事者数は 4.7 人前後で推移している。

【図 13】 当事者数の推移(遺産分割事件)

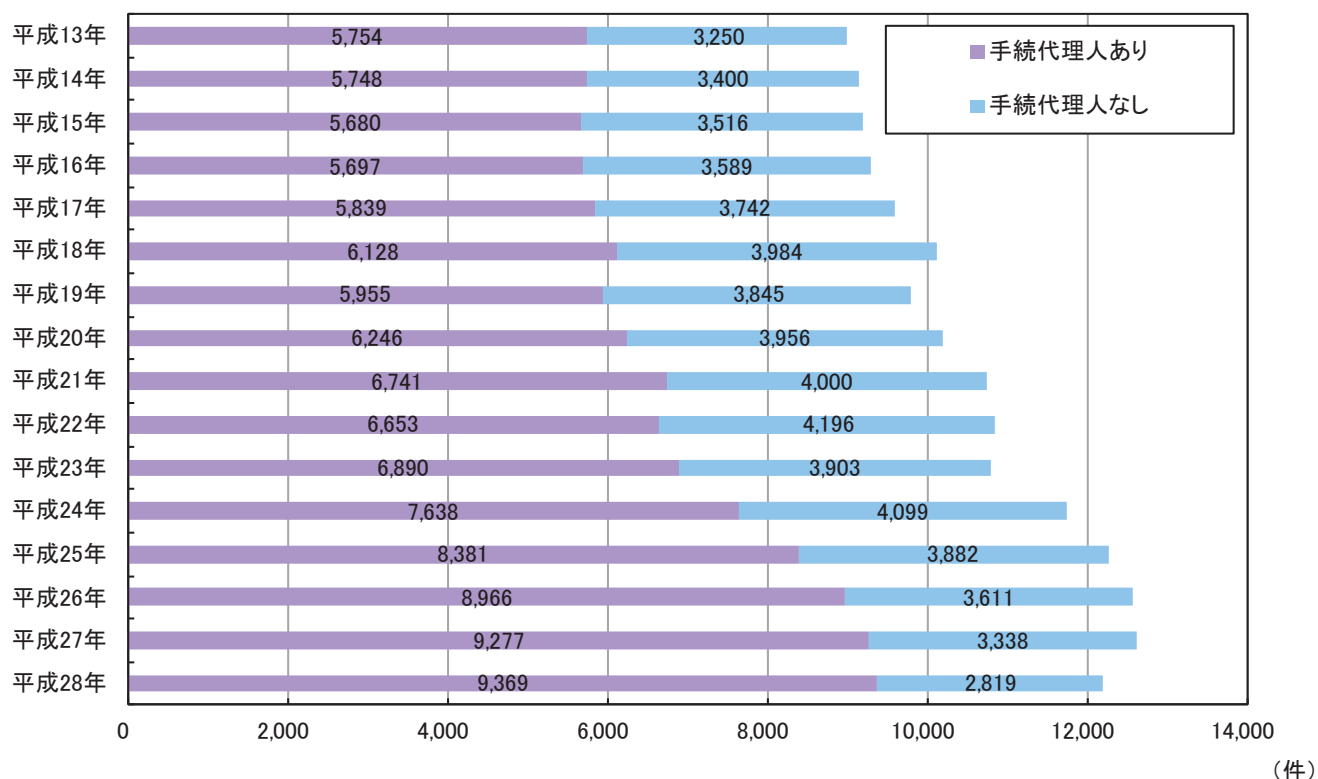


遺産分割事件における手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移は【図 14】のとおりである。当事者のいずれかに手続代理人弁護士が関与した事件の割合は、長らく 6 割台で推移していたが、特にここ数年は増加傾向にあって、平成 28 年には 76.9%（【図 15】によれば 9369 件）に達するなど、手続代理人弁護士関与率の高い事件類型であるということが出来る。なお、手続代理人弁護士の関与がある事件の方が、その関与がない事件よりも平均審理期間が長いという傾向に変化はない。

【図 14】 手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移(遺産分割事件)



【図15】 手続代理人弁護士との関与の有無別の既済件数の推移(遺産分割事件)



平均期日回数及び平均期日間隔は【表16】のとおりである。平均期日間隔は前回と変わらず、平均期日回数（そのほとんどが調停期日である。）は前回（5.9回）より減少して5.5回となっている（第6回報告書143頁【表16】参照）。

【表16】 平均期日回数及び平均期日間隔(遺産分割事件)

事件の種類	遺産分割事件
平均期日回数	5.5
平均調停期日回数	4.9
平均審判期日回数	0.6
平均期日間隔(月)	2.0

遺産分割事件に係る調査命令の有無別の既済件数及び事件割合は【表17】のとおりであり、調査命令のあった事件の割合が前回（6.6%）より1.6%減少して5.0%となっている（第6回報告書143頁【表17】参照）。

【表17】 調査命令の有無別の既済件数及び事件割合(遺産分割事件)

調査命令	あり	615 5.0%
	なし	11,573 95.0%

1. 2. 2 婚姻関係事件¹¹

新受件数（審判＋調停）は高止まり状態にある。平均審理期間は、平成19年以降は若干長期化傾向にあり、平成26年以降は高止まり状態にある。この傾向に関連する事情として、前掲Ⅳ. 1. 1で指摘したのと同様に、取下げで終局した事件よりも相対的に平均審理期間が長い調停成立で終局した事件の割合が増えていることや、婚姻費用分担事件の増加傾向（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整事件と並行して審理され、同事件において、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。）が挙げられるとともに、手続代理人弁護士関与率の増加が事件の困難化傾向を示唆していると考えられることは、前回と同様である。

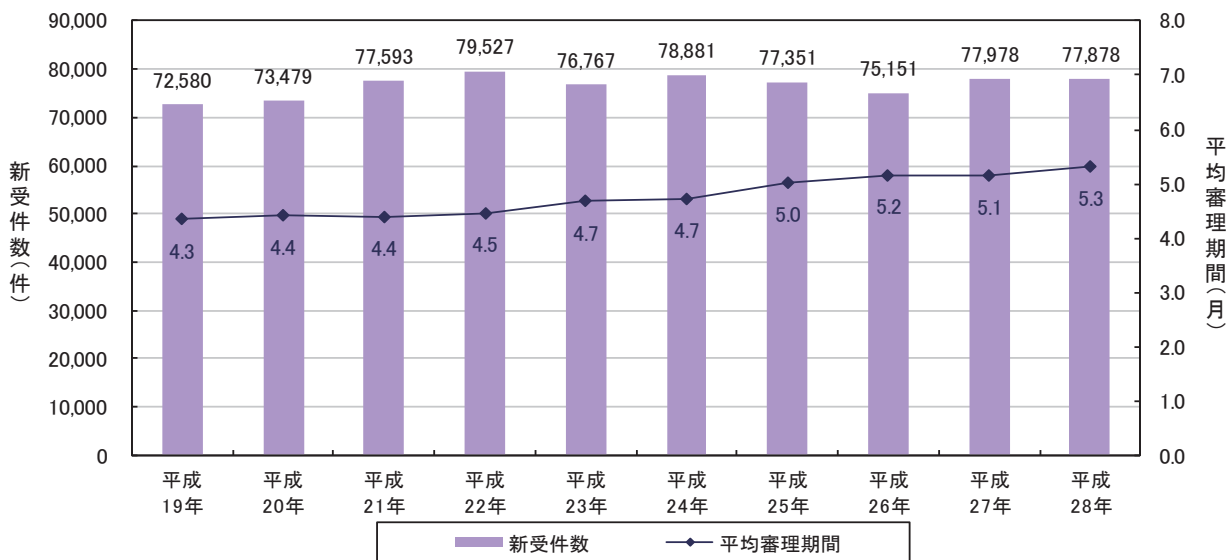
なお、家事法で新たに婚姻費用分担事件等の別表第二調停事件においても利用可能となった調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（0.9%）より増加して1.8%となった。また、調査命令のあった事件の割合は、前回（19.3%）より若干減少して19.2%となった。

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、平均期日回数及び平均期日間隔）については、前回から大きな変化は見られない。

新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移は【図18】のとおりである。

新受件数は、平成19年から平成22年まで一貫して増加し、その後、高止まり状態にあり、平成28年も7万7878件と高水準にある。

【図18】 新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移（婚姻関係事件）



※ 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件（例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件）についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である（本項における既済事件のデータは全て同様である。）。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提がとられている。

¹¹ 婚姻関係事件には、一般調停事件に分類される夫婦関係調整調停事件、別表第二事件に分類される婚姻費用分担事件、離婚後の財産分与事件、請求すべき按分割合に関する処分（離婚後の年金分割）事件等が含まれる。

IV 家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟事件の概況等

平均審理期間は、【図 18】及び【表 19】のとおり、平成 19 年以降は若干長期化傾向にあり、平成 26 年以降は高止まり状態にある。

【表 19】 既済件数及び平均審理期間
(婚姻関係事件)

既済件数	71,043
平均審理期間(月)	5.3

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表 20】のとおりであり、審理期間が 6 月以内の事件の割合が前回 (73.0%) より減少して 71.3% となるとともに、1 年を超える事件の割合が前回 (5.05%) より若干増加して 5.54% となった (第 6 回報告書 145 頁【表 20】参照)。

【表 20】 審理期間別の既済件数及び事件割合
(婚姻関係事件)

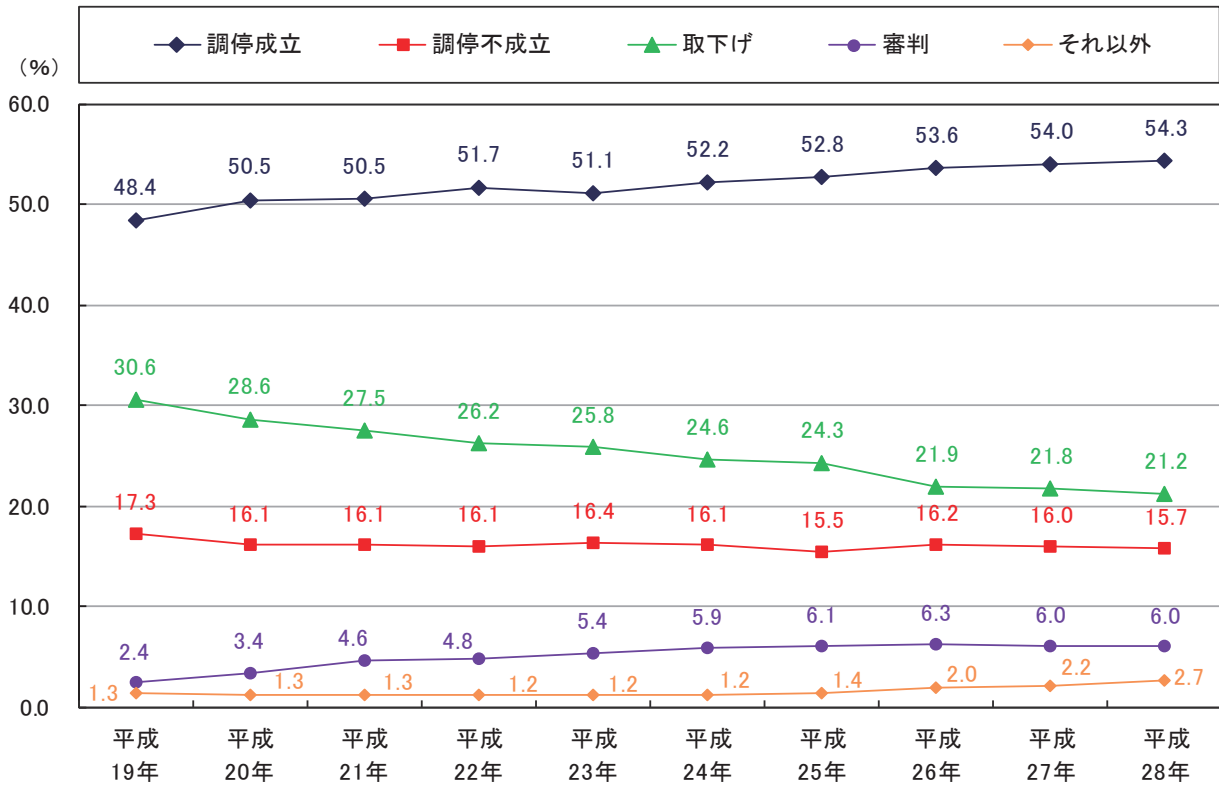
6月以内	50,632 71.3%
6月超1年以内	16,496 23.2%
1年超2年以内	3,710 5.2%
2年超3年以内	178 0.3%
3年を超える	27 0.04%

なお、婚姻関係事件の平均審理期間が若干長期化する傾向にあることと関連して、夫婦関係調整事件について前述した (前掲 IV. 1. 1 参照) のと同様に、【図 21】及び【図 22】のとおり、相対的に平均審理期間が長期化する傾向にある調停成立で終局した事件の割合が増加していることのほか、婚姻費用分担事件が増加傾向にあることが挙げられる (婚姻費用分担事件の新受件数 (審判+調停) は、平成 19 年には 1 万 2512 件であったが、平成 28 年には 2 万 4728 件である¹²)。すなわち、婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整事件と調停期日が並行して重ねられることが多いが、別居後の生活基盤に関わる婚姻費用分担事件の解決が優先されることで、夫婦関係調整事件において離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅くなりがちになったり、離婚・婚姻費用のいずれの問題を先に取り上げるか自体で手続が紛糾したりするなどして、全体として審理が長引く事情もあるのではないかと考えられる¹³。

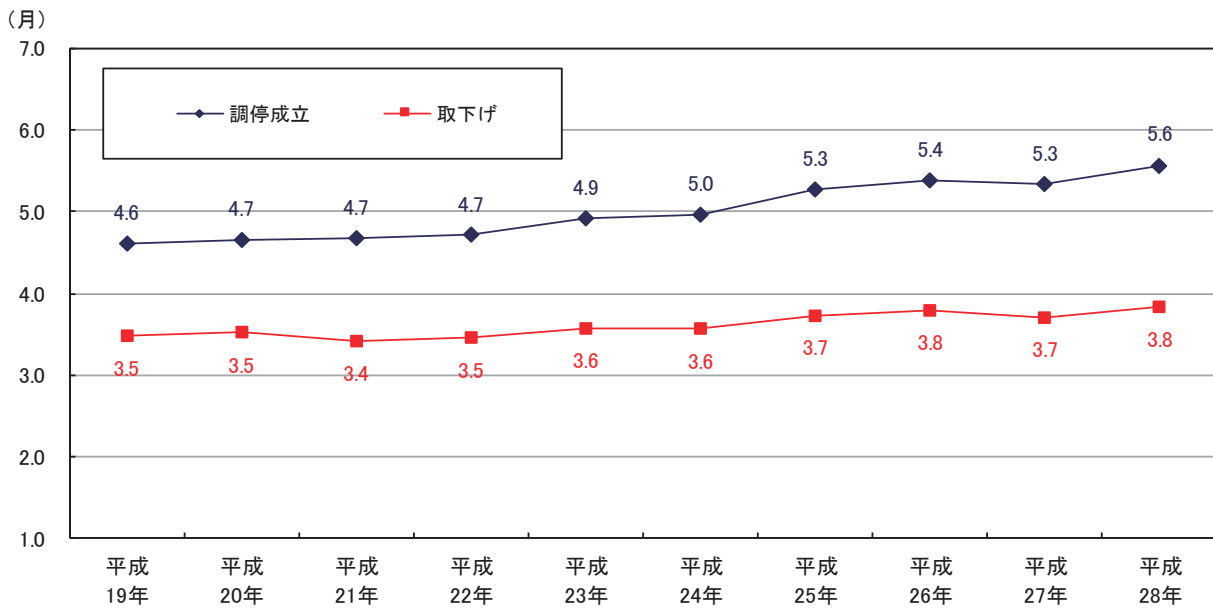
¹² 内訳は、平成 19 年において、審判事件 1968 件、調停事件 1 万 0544 件であり、平成 28 年において、審判事件 3344 件、調停事件 2 万 1384 件である。なお、審判の申立てがあっても、多くの場合には、調停に付されて進められているものと思われる。

¹³ このような指摘は、第 6 回の迅速化検証における実情調査においても見られた。

【図21】 終局区別事件割合の推移(婚姻関係事件)



【図22】 終局区別の平均審理期間の推移(婚姻関係事件)



Ⅳ 家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟事件の概況等

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 23】のとおりである。調停成立で終局した事件の割合は、前回（53.6%）より若干増加して 54.3%となり、調停不成立で終局した事件（一般調停事件である夫婦関係調整調停事件）、認容又は却下の審判で終局した事件（別表第二審判事件）の割合及び取下げで終局した事件の割合は、前回（それぞれ 16.2%、6.3%、21.9%）よりいずれも若干減少している。調停に代わる審判については、家事法で新たに婚姻費用分担事件等の別表第二調停事件においても利用可能となっているが、これにより終局した事件の割合は、前回（0.9%）より増加して 1.8%となった。（第 6 回報告書 147 頁【表 23】参照）

【表23】 終局区分別の既済件数及び事件割合（婚姻関係事件）

調停成立	38,593 54.3%
調停不成立	11,189 15.7%
調停をしない	508 0.7%
調停に代わる審判	1,253 1.8%
取下げ	15,084 21.2%
当然終了	152 0.2%
認容	4,012 5.6%
却下	252 0.4%

平均期日回数及び平均期日間隔は【表 24】のとおりであり、平均期日回数（そのほとんどが調停期日である。）は前回と変わらず、平均期日間隔については前回（1.6 月）とほぼ同様である（第 6 回報告書 147 頁【表 24】参照）。

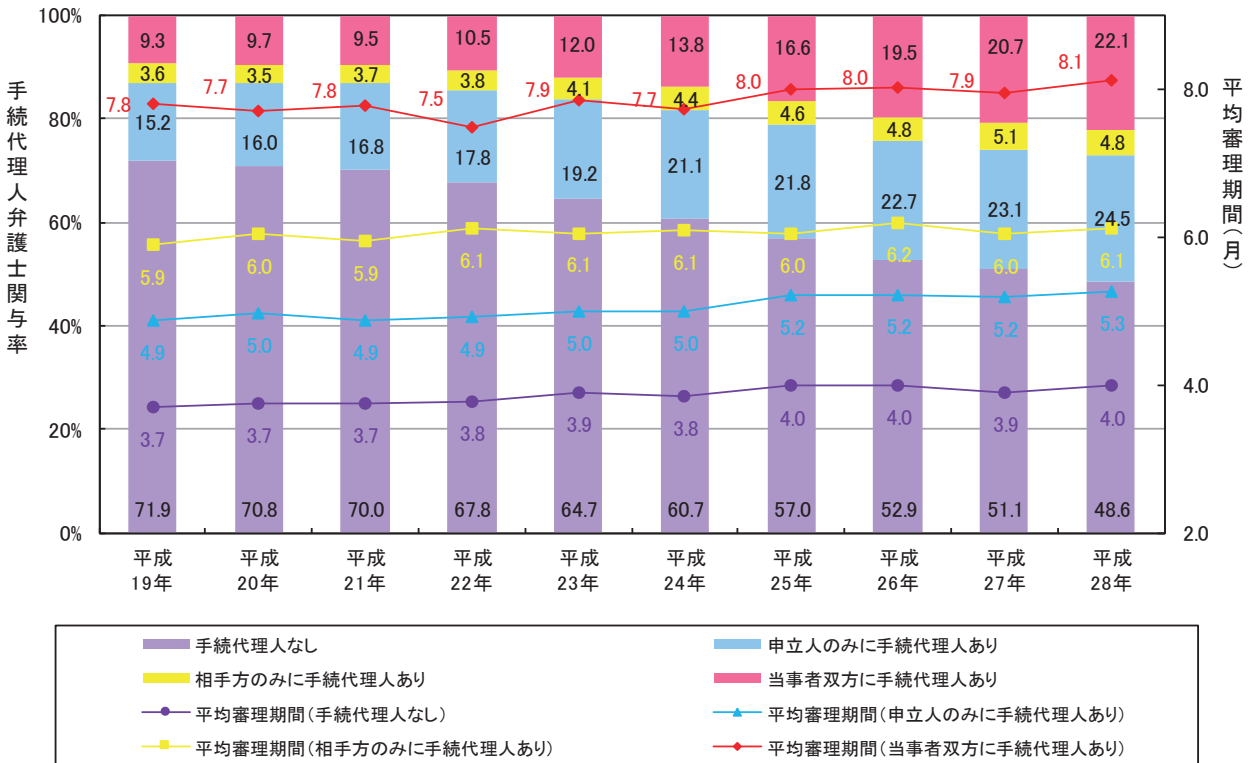
【表24】 平均期日回数及び平均期日間隔（婚姻関係事件）

事件の種類	婚姻関係事件
平均期日回数	3.2
平均調停期日回数	3.1
平均審判期日回数	0.09
平均期日間隔(月)	1.7

※ 端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移は【図 25】のとおりであり、ここ数年、手続代理人弁護士の関与がある事件の割合が増加している（当事者の双方又はいずれか一方に手続代理人弁護士の関与がある事件の割合は、平成 28 年では 5 割を超えている。）。当事者の双方に手続代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間は、当事者のいずれかに手続代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間を上回り、また、当事者のいずれかに手続代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間は、当事者のいずれにも手続代理人弁護士の関与がない事件の平均審理期間より長いことから、手続代理人弁護士の関与が増えたことと平均審理期間が若干長期化する傾向にあることは相関しているといえ、手続代理人弁護士関与率の増加が、事件の困難化傾向を示唆しているものとも考えられる。

【図25】 手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移(婚姻関係事件)



調査命令の有無別の既済件数及び事件割合は【表26】のとおりであり、調査命令のあった事件の割合が、前回(19.3%)より0.1%低くなった(第6回報告書148頁【表26】参照)。これには、夫婦関係調整調停(離婚)事件の既済件数が減少傾向(平成26年4万4407件、平成28年4万3484件)にある一方で、同事件と比べて、家庭裁判所調査官の関与が低い傾向にある婚姻費用分担事件の既済件数(調停+審判)が増加傾向(平成26年1万7786件、平成28年1万9886件)にあることが影響しているとも考えられるが、現段階で明確な分析をすることはなお困難であり、今後も推移を見ていく必要があろう。

【表26】 調査命令の有無別の既済件数及び事件割合(婚姻関係事件)

調査命令	あり	13,605
	なし	57,438
		80.8%

1. 2. 3 子の監護事件¹⁴

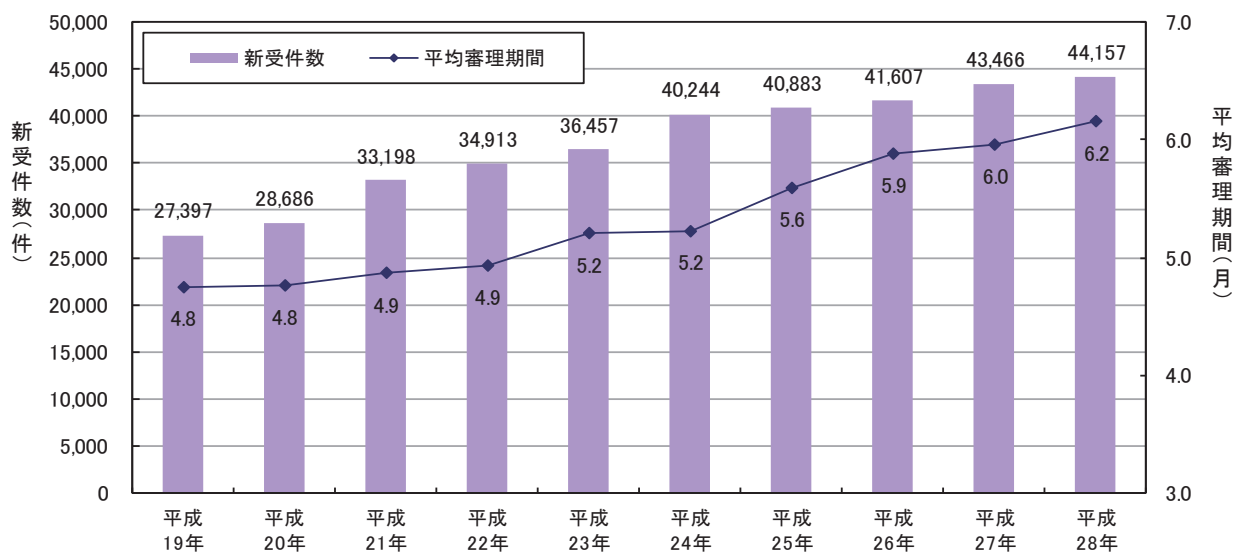
前回から引き続き、新受件数（審判＋調停）が増加傾向にあり、平均審理期間も長期化傾向にある。長期化傾向の要因として、養育費請求事件等と比べて審理が長期化する傾向がある面会交流、子の監護者指定及び子の引渡しの各事件が最近一貫して増加していることが挙げられることは、前回と同様である。

家事法で新たに利用可能となった調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（1.6%）より増加して3.1%となった。

その他の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、平均期日回数及び平均期日間隔）については、前回から大きな変化は見られない。

新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移は【図 27】のとおりである。

【図27】 新受件数(審判＋調停)及び平均審理期間の推移(子の監護事件)



※ 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件(例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件)についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である(本項における既済事件のデータは全て同様である)。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提がとられている。

新受件数は、平成19年から一貫して増加しており、平成28年も平成26年（4万1607件）より増加している。平均審理期間は、【図 27】及び【表 28】のとおり、一貫して長期化傾向が続いている。

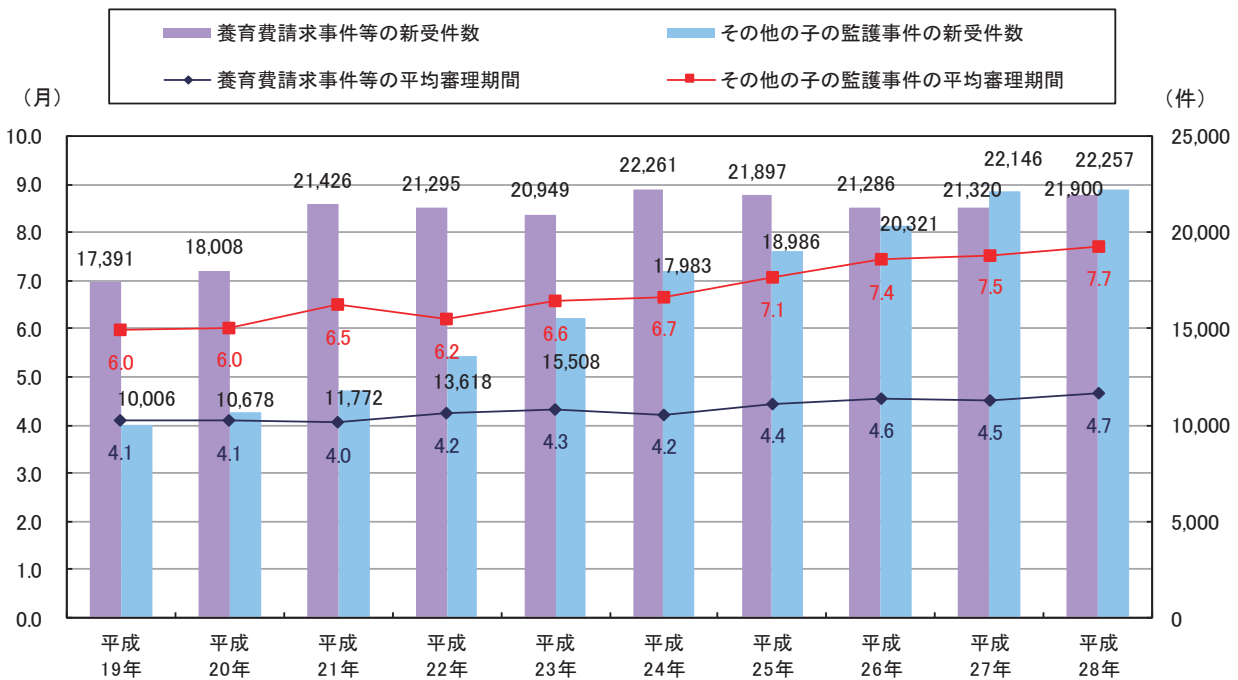
【表28】 既済件数及び平均審理期間(子の監護事件)

既済件数	35,035
平均審理期間(月)	6.2

¹⁴ 子の監護事件には、養育費請求事件等(養育費請求事件及び未成年者の扶養料請求事件)のほか、子の監護者の指定事件、子の引渡し事件、面会交流事件が含まれる。いずれも別表第二事件である。

上記のような長期化傾向の理由としては、【図 29】のとおり、ここ数年間、養育費請求事件等の新受件数が高止まり状態にある一方で、養育費請求事件等よりも相対的に審理が長期化する傾向がある面会交流、子の監護者指定及び子の引渡しの各事件の新受件数が大幅な増加傾向にあることが挙げられる（【図 29】のとおり、この 10 年間、養育費請求事件等の平均審理期間は 4.0 月から 4.7 月の間で推移しているが、面会交流、子の監護者指定及び子の引渡しの各事件を合わせたその他の子の監護事件の平均審理期間は 6.0 月から 7.7 月へと長期化傾向を示している。）。

【図29】 子の監護事件に係る類型別の新受件数(審判+調停)及び平均審理期間の推移



審理期間別の既済件数及び事件割合は【表 30】のとおりであり、審理期間が 6 月以内の事件の割合は、前回 (67.7%) より 2.8% 減少して 64.9% となった一方、1 年を超える事件の割合は、前回 (8.79%) より 0.9% 増加して 9.69% となった (第 6 回報告書 150 頁【表 30】参照)。

【表30】 審理期間別の既済件数及び事件割合 (子の監護事件)

6月以内	22,753	64.9%
6月超1年以内	8,899	25.4%
1年超2年以内	3,118	8.9%
2年超3年以内	233	0.7%
3年を超える	32	0.09%

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 31】のとおりである。調停成立で終局した事件の割合は前回（57.3%）より減少して 55.9%となり、認容又は却下の審判で終局する割合も前回（14.6%）より若干減少して 14.2%となった（第 6 回報告書 151 頁【表 31】参照）。一方で、家事法で新たに利用可能となった調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（1.6%）より増加して 3.1%となった。

【表 31】 終局区分別の既済件数及び事件割合（子の監護事件）

調停成立	19,593	55.9%
調停をしない	455	1.3%
調停に代わる審判	1,088	3.1%
取下げ	8,745	25.0%
当然終了	187	0.5%
認容	3,578	10.2%
却下	1,389	4.0%

平均期日回数及び平均期日間隔は【表 32】のとおりであり、平均期日回数（そのほとんどが調停期日である。）は前回（3.4 回）とほぼ同様であり、平均期日間隔は前回（1.8 月）と変わらなかった（第 6 回報告書 151 頁【表 32】参照）。

【表 32】 平均期日回数及び平均期日間隔（子の監護事件）

事件の種類	子の監護事件
平均期日回数	3.5
平均調停期日回数	3.0
平均審判期日回数	0.5
平均期日間隔(月)	1.8

※ 端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

調査命令の有無別の既済件数及び事件割合は【表 33】のとおりであり、調査命令のあった事件の割合は、前回（42.8%）より 0.2%減少して 42.6%となっているが、他の家事事件よりもその割合が高いことは前回と同様である（前掲Ⅳ. 1. 2. 1【表 17】，前掲Ⅳ. 1. 2. 2【表 26】，第 6 回報告書 151 頁【表 33】参照）。

【表 33】 調査命令の有無別の既済件数及び事件割合（子の監護事件）

調査命令	あり	14,934	42.6%
	なし	20,101	57.4%

2 家事事件に係る実情調査の概要と検証

1 実情調査の位置付け（目的）

家事事件については、第6回報告書でも指摘したとおり、各庁において裁判官関与の一層の充実に向けた取組が進められており、調停成立で終局した事件の割合（いわゆる成立率）は上昇しているが、遺産分割以外の事件に関する平均審理期間がやや長期化傾向にある。また、人事訴訟事件に関する平均審理期間は、ほぼ一貫して長期化傾向にある。

そこで、今回の検証では、調停と審判や人事訴訟を合わせた家庭裁判所における手続全体としての迅速化という観点も踏まえた家事調停の充実のための方策に係る実情調査を行うこととし、平成28年5月及び10月に、大規模、小規模の家庭裁判所本庁各1庁及び家庭裁判所支部1庁の計3庁の裁判所並びに上記各本庁に対応する単位弁護士会に対して調査を実施し、調停における裁判官関与と調停成立等との関係、調停不成立後の審判や人事訴訟との関係を中心として、裁判官や弁護士等から忌憚のない意見を聴取した。

実情調査の結果、それを踏まえての検証検討会での議論等の要点は、次のとおりである。

2 調停における裁判官関与と調停成立等との関係

（1）調停における裁判官関与の取組

大規模家庭裁判所、小規模家庭裁判所を問わず、調停における裁判官関与の充実に関する取組の趣旨は浸透しつつあり、裁判官は対面評議だけでなく書面評議の内容を充実させるなどして合理的かつ効果的な評議を行うとともに、書面評議では足りない部分を補うなどのために適切なタイミングで対面評議を行うことができるよう、評議の目安を調停委員と共有したり、記録上対面評議が必要な場面が分かるように工夫したりするなど、評議を通じた裁判官関与の充実の取組が行われている。こうした取組を進める上での課題として、評議待ちの問題が生じるなどしているが、書記官による評議の適切な前さばきや、当事者に対する丁寧な説明等を通じて、当事者の理解を得ながら、適宜適切に対面評議を行うことができるよう各庁において取組が進められている。

また、弁護士からは、従前よりも調停委員会から調停の見通し等が積極的に示されるようになったように感じられるといった指摘もされており、特に別表第二調停事件においては、紛争の早期かつ柔軟な解決等を目的として、調停に代わる審判が活用されている。

一方で、弁護士からは、調停委員会が調停進行の際に法的観点を過度に重視することも時には見られ、調停における解決の自主性、柔軟性といった側面が減殺されるのではないかと、また、事件類型に応じた進行方針の共有が進んだ反面、進行が硬直化したり、調停委員の対応が事務的、形式的なものとなり、当事者から見て、事案の個別性に十分な理解を示しているとはいえない進行となっている場合もあるのではないかとといった指摘もされている。

（2）効果等

ア 調停成立の効果

調停の成立率は、顕著に向上しているとまではいえないものの、緩やかながら上昇している事件類型が多い。また、特に別表第二調停事件については、調停委員会として、充実した評議を行った上で、調停委員会として当該事案の解決策を提示する方策の一つである調停に代わる審判により終局した事件の割合が向上している。

弁護士からは、裁判官の調停への積極的な関与や、調停における家庭裁判所調査官による専門的知見の活用は、当事者に対する説得性を高め、調停成立に向けて有益であるという指摘がされている。

イ その他の効果等

平均審理期間が短縮されている庁からはその旨の紹介がされ、必ずしも平均審理期間が短縮されていない庁からは、事件の複雑困難化の傾向にもかかわらず、現在の平均審理期間に収まっていること自体が、調停における裁判官関与の充実に関する成果の一つということができるのではないかという意見が出された。弁護士からは、遺産分割調停事件、婚姻費用分担調停事件及び養育費請求調停事件については、一般的な進行方針について調停委員会としての共通認識が形成されており、これは調停の進行や結果の予測可能性に寄与するものであって、迅速化にも資するという指摘がされた。

調停委員からは、評議において、裁判官と率直な意見交換を行うことができしており、これが調停委員会としての方針の共有に寄与し、調停委員による調停の進行について安心感、安定感が生まれ、こうした調停委員会としての方針等が当事者にも伝わることにより、調停の進行が円滑化するだけでなく、当事者の調停に対する納得感や信頼感の向上につながっているという意見が出された。

なお、弁護士からは、裁判官の直接の期日立会い以外で裁判官関与の充実の取組を実感することは難しいという意見もあったが、一方で、調停委員同士の認識が共有され、その意見や方向性が一致していると感じられることが多くなった、調停委員が意識して役割分担をしていると感じる、必要な事案で家庭裁判所調査官が適切に調停に関与する割合が増えたといった指摘もされており、評議等を通じた裁判官関与が適切に行われている調停の進行が増えていることがうかがわれる。

ウ 効果検証

調停における裁判官関与の充実という取組の効果検証に当たっては、調停の成立率だけではなく、平均審理期間、調停に代わる審判により事件が終局した割合、取下げ率、抗告・控訴率、当事者の調停に対する納得性・信頼性等、多様な指標を通じて検討することが重要であるという認識は共有されているように思われる。裁判官からは、調停の成立率や、平均審理期間の分析に加え、履行勧告の件数の減少についても調停に対する当事者の納得性の表れと見ることもできるのではないかといった指摘もされた。

(3) 検証検討会での議論

調停委員同士の認識共有や役割分担が図られ、家庭裁判所調査官の適時適切な関与が増加しているなどといった実情は、家事法の施行後、裁判所において、職種間連携を十分に図りながら、評議を通じた裁判官関与を充実させるといった調停充実の取組の趣旨が浸透しつつあることの裏付けであるといい得るといった意見が出された。

その一方で、調停充実の取組の効果については、当事者の調停に対する納得性や信頼性というのも印象論にとどまる部分があることは否定できないこと、裁判官と調停委員の役割分担の意義等、この取組に対する裁判所側の意識と弁護士側の受け止め方との間には落差があり、特に、弁護士の中には、調停充実の取組といえば、いまだに調停期日における裁判官の直接立会いをイメージする者もいることから、この取組を当事者との関係でも有効なものとしていくためには課題も多いと思われるといった指摘がされた。そして、そのような課題に対応していくためには、家事法の下での在るべき調停運営の姿が、評議を通じた裁判官関与を適切に行いつつ、調停委員を中心に充実した調停の進行を実現し、法的観点を踏まえながらも、当事者の感情に十分に配慮して、当事者の自主的紛争解決意欲を引き出すというものであることを踏まえるべきであるといった意見が出された。その上で、調停充実の取組については、家事法の理念の一つである手続の透明性等とセットとして総合的に進めながら、調停委員による評議の結果の当事者に対する適切なフィードバック等を含めた調停委員会と当事者との間における認識共有をより図っていくなど、その内実を更に充実させていく必要があるといった指摘がされた。

また、家事事件における手続代理人弁護士の選任率が向上する中で、当事者に自主的に紛争を解決するという意識を持ってもらうなどしながら、当事者に寄り添っていくといった調停における手続代理人弁護士の役割が、これまで以上に重要となっているといった意見も出された。

さらに、評議の充実による調停充実の実現に当たっては、調停委員と裁判官が相互の考えを十分に理解す

ることが前提となるが、現時点においては、裁判官が調停委員ごとに、きめ細かにその考え方を伝え切るところまでには至っていない可能性があり、これは今後の課題と考えられる旨の指摘もあった。

(4) 今後に向けての検討

今後は、調停委員会内部における認識共有に向けての取組を引き続き進めるとともに、当事者の自主的紛争解決意欲を向上させるために、当事者との間において、調停委員会としての紛争解決プロセスの見通し、当該調停における紛争の実質的な対立点、当該対立点を解消させるための方策等についての認識共有を更に進めていく必要があるものと考えられ、調停委員会と当事者との間の認識共有という視点がこれまで以上に重要となり、その具体的方策等について検討を深めることが必要となるものと思われる。また、このような調停委員会と当事者との間の認識共有を進めていくに当たっては、当事者に寄り添いつつ当事者の自主的紛争解決意欲を引き出すというような、調停における手続代理人弁護士の役割等についても検討し、弁護士との間でも共通認識を得ていくことが必要となってくるものと考えられる。

さらに、裁判官関与の充実の取組は、法的観点を踏まえながらも、当事者の感情に十分に配慮しつつ、当事者の自主的紛争解決意欲を引き出すような調停運営を行うものであり、このような紛争解決における調停ならではの良さをより活かすようなものである必要があると考えられる。加えて、調停委員会内部において事件類型ごとに一般的な進行方針を共有することは重要であるが、当該進行方針が自己目的化し、調停の柔軟性を否定するような硬直化した進行にならないよう留意する必要があると思われる。

そして、調停充実の取組は、調停に対する裁判官の関与を増やすことそれ自体が目的なのではなく、裁判官関与を通じて調停を充実させることで家庭裁判所全体の紛争解決機能を強化し、当事者により良い司法サービスを提供することにその目的があるのであって、各庁における現在の取組がこのような目的に適うものとなっているかどうか、絶えず検証することが必要である。そのためには効果検証が重要となり、適切な効果検証のためには多角的な分析が必要となるが、客観的な統計数値の分析を中心としつつも、利用者の満足度、納得度といった主観的な事情等を含め、実証的に分析していくことが肝要というべきである。

3 調停における裁判官関与と調停不成立後の審判や人事訴訟との関係

(1) 別表第二事件の場合

裁判官からは、別表第二事件においては、調停を担当する裁判官と審判を担当する裁判官が同一であることが多く、この場合には、調停において、審判での審理及び結論を見越した進行を行いやすいという側面があるため、調停段階で審判での審理及び結論の見通しを当事者に説明してその理解を得よう努力するとともに、仮に審判移行した場合であっても、少ない審判期日の回数で終局に至るといった実情が紹介された。弁護士からも、調停において、審判移行後の見通しを踏まえて手続活動を行っているという意見が出され、また、調停不成立後に審判手続があるとしても、そのために調停において言い分を差し控えるといったことは基本的にはないという指摘もされた。

婚姻費用分担事件、養育費請求事件、親権者変更、子の監護者指定・引渡し事件等については、弁護士から、緊急性が高い事案もあり、そのような場合には、調停の早期段階から資料をそろえ、速やかな審判移行を求めることもあるという意見も出された。

面会交流事件については、弁護士から、特に面会交流を求める非監護親の立場においては円滑な面会交流を継続的に行っていくために言い分を控えることがあるといった意見が出され、また、裁判所及び弁護士のいずれから、たとえ審判が出されたとしても充実かつ継続的な面会交流につながる保障はないこと等から、家庭裁判所調査官の調整的関与が期待できる調停において可能な限り調整を行うという意見が出された。

(2) 離婚事件の場合

ア 別表第二事件との差異の有無、程度

裁判官からは、調停不成立後に直ちに訴訟が提起される事案ばかりではないこと、訴訟になってから初め

て代理人が選任され、調停段階とは異なる主張をすることも少なくないこと、調停を担当する裁判官と訴訟を担当する裁判官は異なることも多いこと等から、別表第二事件の場合と比べると、調停において訴訟での審理及び結論を見越した進行を行うことは難しいことがあるといった意見が出された。一方で、①別表第二事件においても、調停と審判は異なる手続とされていること、調停後の手続において調停段階とは異なる主張、資料等が提出される可能性があることは審判と訴訟で異なるところはないこと等に照らせば、離婚調停事件と別表第二調停事件について本質的な違いはない、②当該紛争の実質的な対立点が財産分与にある離婚調停において、当事者双方に代理人が選任され、当該対立点について十分な主張や資料の提出がされているような場合には、調停委員会としての調停案を提示することが多く、このような場合においては、調停を担当する裁判官と訴訟を担当する裁判官との間で訴訟の審理及び結論の見通しが異ならないことも少なくないと考えられることから、調停不成立後の手続の審理及び結論を見越した進行を行うことについて、離婚調停事件と別表第二事件とで大きな差異はないといった指摘もされた。

ある弁護士からは、別表第二事件の場合と異なり、離婚事件の場合には、一般的に、調停における合意を目指すという観点から、調停ではあえて言い分を尽くさないということがあるという意見が出された。もっとも、他の弁護士からは、事前交渉等による事情を含め、代理人として離婚調停での合意が成立しそうかどうかという見極めを持ち、離婚調停においては、合意の成立に向けて必要な言い分を尽くす一方、合意の成立に向けて障害になるような言い分は抑制することがあるということにすぎないという指摘もされた。

イ 訴訟における調停の成果の活用

裁判官からも、弁護士からも、離婚訴訟では、財産分与における財産一覧表の作成のために審理が長期化することが多く、財産分与が争点となる離婚調停においては、紛争が複雑・先鋭化する前に、当事者に任意の財産開示を促すとともに、当事者が任意の開示に応じないのであれば調査嘱託を行うなどして客観的な資料を収集・共有し、財産一覧表を作成することが、調停の充実にも、調停が不成立となった後の離婚訴訟の充実・迅速化にも資するという事案は少なくない、といった意見が出された。

また、裁判官からは、調停段階において子の監護状況等について家庭裁判所調査官による調査がされた場合には、離婚訴訟において、その調査結果が親権者の適格性に関する見通しをつけることに寄与したり、離婚訴訟における調査事項が限定されたりするなどといった経験が紹介されるとともに、離婚調停において、当事者が解決したいと考えている主たるポイントが明確になっており、合意ができた部分とそうでない部分等について当事者双方で認識共有ができていないと、離婚訴訟においても早期に解決に向けての見通しを立てた審理を行うことが可能となるといった意見が出されるなどした。

さらに、弁護士からは、調停段階から裁判官が積極的に関与して争点や資料を整理することにより、結果的に調停不成立後の手続の審理が促進されることがあり得ると思うが、それ以上に、そのような取組が、調停の成立に寄与するということが重要であるといった指摘がされた。

一方で、裁判官からも、弁護士からも、離婚調停において当事者双方が共有した客観的資料については離婚訴訟でもそのまま活用され得るが、離婚調停における主張については、離婚調停において当事者双方に代理人が選任され同じ代理人が離婚訴訟でも選任されているという場合であっても、事案によっては、離婚訴訟では新たな主張が出されるなどするために、これを活用することが難しい状況にあるといった指摘がされた。

(3) 検証検討会での議論

実情調査では、別表第二事件においては調停手続と審判手続に連続性があり、構造的に連携が図られている一方で、離婚事件については、調停段階において作成されるなどした財産一覧表、家庭裁判所調査官による調査報告書等が訴訟の場でも活用され得るなどの有用性も指摘されたものの、離婚調停と離婚訴訟とを別物として取り扱っている弁護士もいるとの印象を受けた旨の意見が出された。

一方で、戦略的な観点から、離婚調停では言い分を抑制するという弁護士からの意見に対しては、弁護

士として調停事件を受任しているのは調停で解決する見込みがあると考えているからであり、そのために必要な資料等を提出することは当然であることから、上記意見については理解しづらい部分があるといった指摘がされた。

また、財産分与が実質的な対立点となる離婚事件について、話し合いを前提とする離婚調停の段階では、離婚訴訟と比べて当事者間の対立の先鋭化が緩やかであることが一般的であるため、離婚調停の手続の中で、必要に応じて調査嘱託を行うなどして客観的な財産状況を把握することは、調停の成立に有用であると考えられる上、調停が不成立となった場合であっても、その後の離婚訴訟の充実・迅速化にも資するのではないかといった意見が出された。

(4) 今後に向けての検討

調停が自主的な紛争解決手続であるということに照らせば、調停を訴訟化させたり、調停を訴訟の争点整理として位置付けたりするというような運用は避けなければならない。しかしながら、このことと、調停において審判や人事訴訟の審理及び結論の見通しをも念頭に置きつつ調停の進行、運用を行うことは矛盾するものではない。例えば、調停において、これまで以上に、家庭裁判所調査官による行動科学の知見に基づく事実の調査、調整を活用したり、当事者双方との間で客観的な資料を共有したりしながら、当事者に対し、自主的な紛争解決に向けた検討を更に促していくなど、審判や人事訴訟の審理及び結論の見通しをも念頭に置きつつ、調停における議論を更に充実させるための調停進行上の具体的方策等を更に検討していく必要があると考えられる。今後も、家庭裁判所全体における紛争解決機能の強化という視点を踏まえ、調停を更に充実させていくために、調停とその後の手続の適切な連携の在り方に関する検討を深めていく必要があるというべきである。

3 人事訴訟の概況等

人事訴訟に関し、新受件数は前回より若干減少した一方、近時の平均審理期間の長期化傾向は依然として続いている。審理の長期化傾向の要因として、財産分与の申立てのある離婚事件の割合が増えているとの指摘が妥当することは、前回と変わらない。また、そうした事件も含め人事訴訟における争点整理期間が長期化しており、その要因として、①財産分与の申立てのある離婚事件で、預金取引履歴の開示範囲をめぐって当事者が対立したりするなど、資料収集をめぐって審理が難航しがちであること、②離婚原因について、必ずしも事案の結論と結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されること等が指摘されていることも、前回と変わらない。

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、終局区分別の既済件数及び事件割合、平均期日回数及び平均期日間隔）や、民事第一審訴訟事件と比べて、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い傾向が見られることについても、前回から大きな変化は見られない。

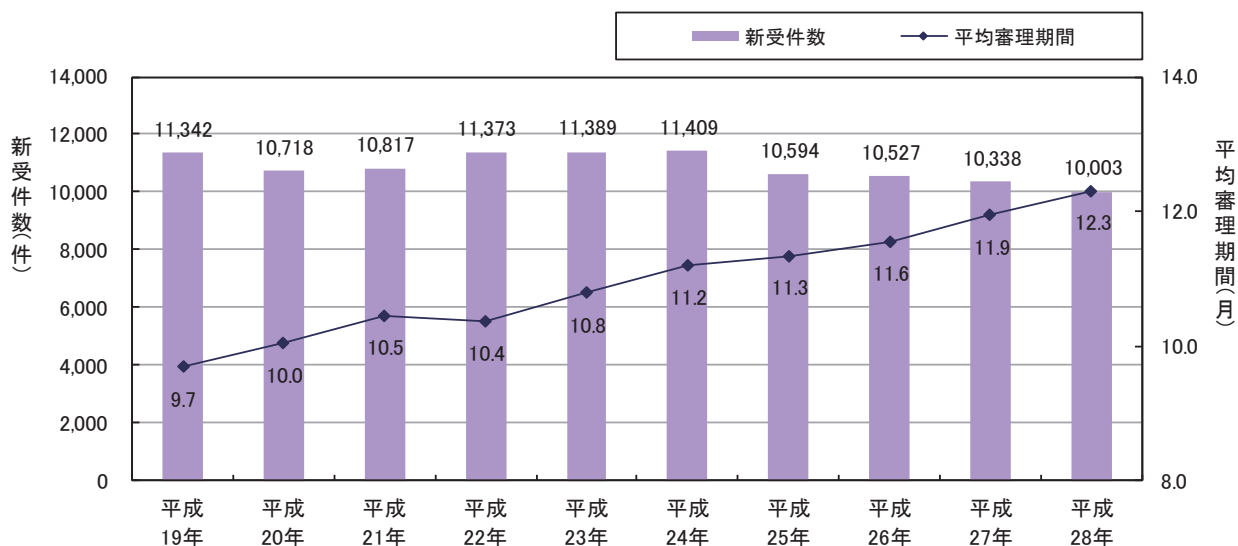
3. 1 人事訴訟の概況

○ 事件数及び平均審理期間

人事訴訟の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

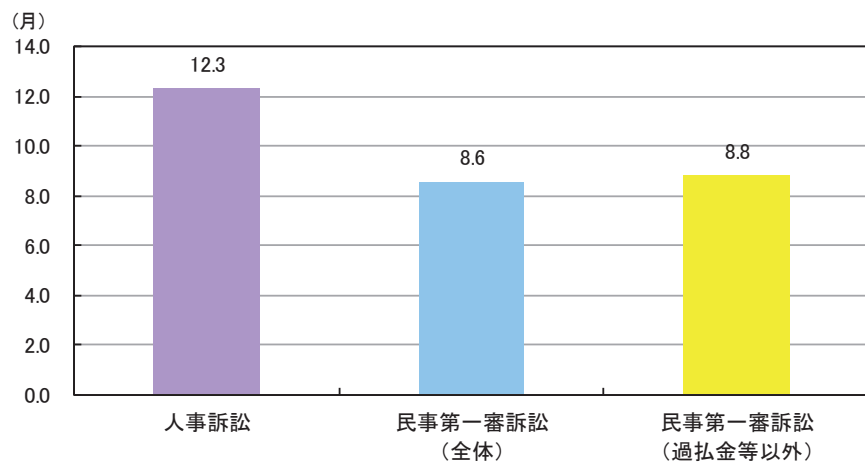
新受件数は、平成24年に1万1409件と最も多くなったが、その後は減少傾向が続いており、平成28年も、平成26年（1万0527件）より減少している。一方、平均審理期間は、平成19年以降、ほぼ一貫して長期化傾向にある。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(人事訴訟)



平均審理期間は【図2】のとおりであり、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べて、長くなっている（第6回報告書180頁【図2】参照）。

【図2】 平均審理期間（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表3】のとおりである。審理期間が1年を超える事件の割合は、前回（37.03%）より3.56%増加して40.59%（4041件）となった。前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べ、審理期間が6月以内の事件の割合が低く1年を超える事件の割合が高い点が特徴である。（第6回報告書180頁【表3】参照）

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
既済件数	9,951	148,016	99,500
平均審理期間(月)	12.3	8.6	8.8
6月以内	2,839 28.5%	84,526 57.1%	55,177 55.5%
6月超1年以内	3,071 30.9%	29,845 20.2%	19,296 19.4%
1年超2年以内	3,274 32.9%	24,903 16.8%	18,587 18.7%
2年超3年以内	631 6.3%	6,259 4.2%	4,661 4.7%
3年超5年以内	127 1.3%	2,130 1.4%	1,564 1.6%
5年を超える	9 0.09%	353 0.2%	215 0.2%

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表4】のとおりである。判決が前回（46.6%）より5.8%減少した一方、和解は前回（40.6%）より4.7%増加した。なお、判決で終局した事件のうち対席判決による割合は、前回（70.9%）よりわずかに減少しているが、民事第一審訴訟事件と比べて高い水準を維持している。（第6回報告書180頁【表4】参照）

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
判決	4,063 40.8%	61,323 41.4%	45,425 45.7%
うち対席(%は判決に対する割合)	2,776 68.3%	36,803 60.0%	26,098 57.5%
和解	4,512 45.3%	52,957 35.8%	34,520 34.7%
取下げ	1,105 11.1%	23,683 16.0%	10,957 11.0%
それ以外	271 2.7%	10,053 6.8%	8,598 8.6%

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況は、【表5】のとおりであり、民事第一審訴訟事件と比べて、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が高く（6割を上回っている。）、本人による事件の割合が低いことは、前回とほぼ同じである（第6回報告書181頁【表5】参照）。

【表5】 訴訟代理人の選任状況
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審 訴訟(全体)	民事第一審 訴訟(過払 金等以外)
双方に 訴訟代理人	6,569 66.0%	64,190 43.4%	46,263 46.5%
原告側のみ 訴訟代理人	3,081 31.0%	55,582 37.6%	31,055 31.2%
被告側のみ 訴訟代理人	111 1.1%	4,389 3.0%	3,035 3.1%
本人による	190 1.9%	23,855 16.1%	19,147 19.2%

○ 審理の状況

平均期日回数（平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数の双方）及び平均期日間隔は【表6】のとおりである。平均口頭弁論期日回数には大きな変化は見られないが、平均争点整理期日回数が前回（4.1回）より若干増加したことにより、平均期日回数は前回（6.7回）より若干増加している。平均期日間隔については、前回と変わらない。（第6回報告書181頁【表6】参照）

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審 訴訟 (全体)	民事第一審 訴訟 (過払金等 以外)
平均期日回数	7.2	4.7	4.9
うち平均口頭弁論 期日回数	2.4	2.0	1.9
うち平均争点整理 期日回数	4.8	2.7	3.0
平均期日間隔(月)	1.7	1.8	1.8

争点整理手続の実施件数及び実施率は【表7】のとおりである。争点整理手続の実施率は、前回（60.2%）より5.1%増加して65.3%であり、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べて高い水準にある（第6回報告書181頁【表7】参照）。

【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審 訴訟(全体)	民事第一審 訴訟(過払 金等以外)
争 手 統 理			
実施件数	6,500	59,614	43,196
実施率	65.3%	40.3%	43.4%

人証調べ実施率及び平均人証数は【表8】のとおりである。人証調べ実施率は前回（45.9%）より5.5%減少しているが、民事第一審訴訟事件と比べて高い傾向が続いており（第6回報告書181頁【表8】参照）、こうした傾向には、当事者間に争いのない事実についても証明が必要であること（人事訴訟法19条1項）や、婚姻生活中の事実関係について証明力の高い書証が少ないことが影響しているものと思われる。

【表8】 人証調べ実施率及び平均人証数
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審 訴訟(全体)	民事第一審 訴訟(過払 金等以外)
人証調べ実施率	40.4%	14.6%	16.6%
平均人証数	0.8	0.4	0.4
平均人証数 (人証調べ実施事件)	2.0	2.7	2.7

なお、人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間は【表9】のとおりであり、平均審理期間は、前回（14.5月）より1.1月長期化した（民事第一審訴訟事件（全体）の20.6月（前掲Ⅱ. 1. 1【表16】）と比べると短い。）、平均人証調べ期間については前回と変わらない。（第6回報告書182頁【表9】参照）

【表9】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間(人事訴訟)

平均審理期間(月)	15.6
平均人証調べ期間(月)	0.1

離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与の申立ての有無別の審理の状況は【表10】のとおりである。

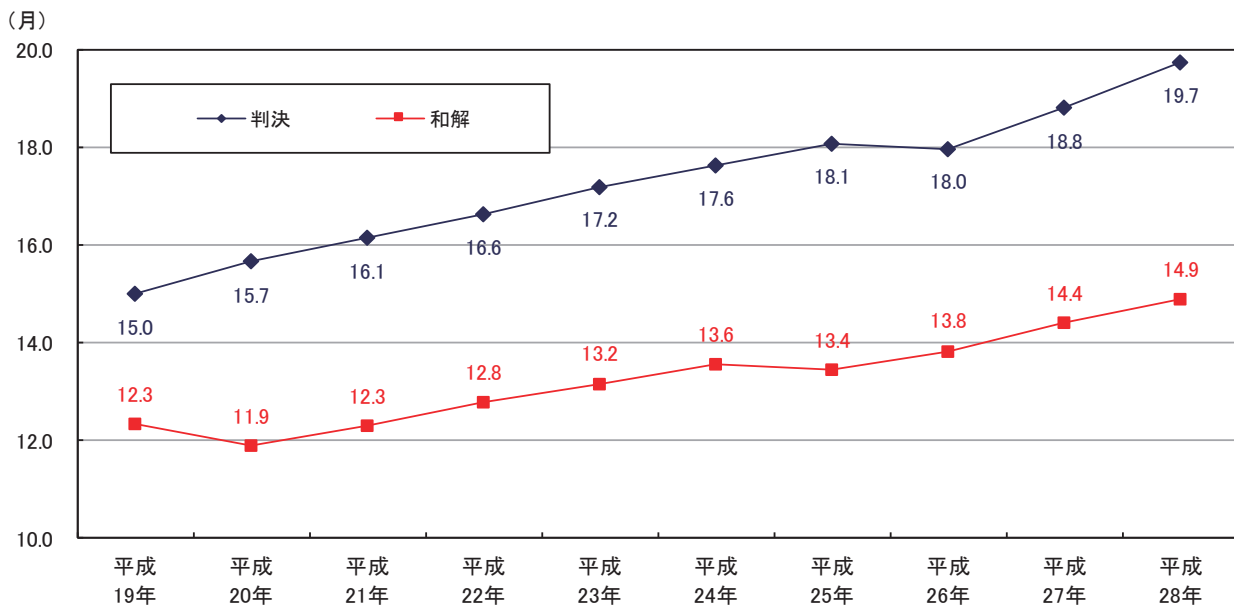
【表10】 離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与の申立ての有無別の審理の状況（人事訴訟）

		離婚	親権者の指定をすべき子		財産分与の申立て		離婚以外
			あり	なし	あり	なし	
既済件数		8,813	5,387	3,426	3,206	5,607	1,138
平均審理期間(月)		12.7	12.8	12.5	15.9	10.9	9.4
平均期日回数		7.5	7.7	7.3	10.0	6.1	4.5
平均期日間隔(月)		1.7	1.7	1.7	1.6	1.8	2.1
争点整理実施率		68.6%	72.2%	62.9%	83.3%	60.2%	39.9%
審理期間	6月以内	2,320 26.3%	1,303 24.2%	1,017 29.7%	425 13.3%	1,895 33.8%	519 45.6%
	6月超 1年以内	2,750 31.2%	1,754 32.6%	996 29.1%	902 28.1%	1,848 33.0%	321 28.2%
	1年超 2年以内	3,015 34.2%	1,907 35.4%	1,108 32.3%	1,402 43.7%	1,613 28.8%	259 22.8%
	2年超 3年以内	599 6.8%	355 6.6%	244 7.1%	390 12.2%	209 3.7%	32 2.8%
	3年超 5年以内	120 1.4%	65 1.2%	55 1.6%	81 2.5%	39 0.7%	7 0.6%
	5年超	9 0.10%	3 0.06%	6 0.18%	6 0.19%	3 0.05%	0 0.00%
	訴訟代理人の選任状況	当事者双方	6,055 68.7%	3,846 71.4%	2,209 64.5%	2,618 81.7%	3,437 61.3%
	原告側のみ	2,508 28.5%	1,430 26.5%	1,078 31.5%	536 16.7%	1,972 35.2%	573 50.4%
	被告側のみ	94 1.1%	56 1.0%	38 1.1%	35 1.1%	59 1.1%	17 1.5%
	本人による	156 1.8%	55 1.0%	101 2.9%	17 0.5%	139 2.5%	34 3.0%
終局区分	判決	3,313 37.6%	1,930 35.8%	1,383 40.4%	1,015 31.7%	2,298 41.0%	750 65.9%
	和解	4,354 49.4%	2,867 53.2%	1,487 43.4%	1,905 59.4%	2,449 43.7%	158 13.9%
	取下げ	909 10.3%	462 8.6%	447 13.0%	194 6.1%	715 12.8%	196 17.2%
	それ以外	237 2.7%	128 2.4%	109 3.2%	92 2.9%	145 2.6%	34 3.0%

離婚の訴えのうち財産分与の申立てがある事件（以下「財産分与の申立てがある離婚事件」という。）の平均審理期間がそれ以外の事件より長くなっていることは、前回と変わらない。財産分与の申立てがある離婚事件の終局区分別の事件割合について見ると、和解で終局した事件の割合が前回（53.9%）より5.5%増加して59.4%となった一方、判決で終局した事件の割合が前回（38.2%）より6.5%減少して31.7%となっている。（第6回報告書182頁【表10】参照）

なお、財産分与の申立てがある離婚事件の終局区分別の平均審理期間は、【図11】のとおり、判決による場合の方が和解による場合よりおおむね3、4か月長くなる傾向が見られる。

【図11】 財産分与の申立てがある離婚の訴えにおける終局区分別平均審理期間の推移



※平成19年は同年4月から12月までの数値である。

○ 上訴に関する状況

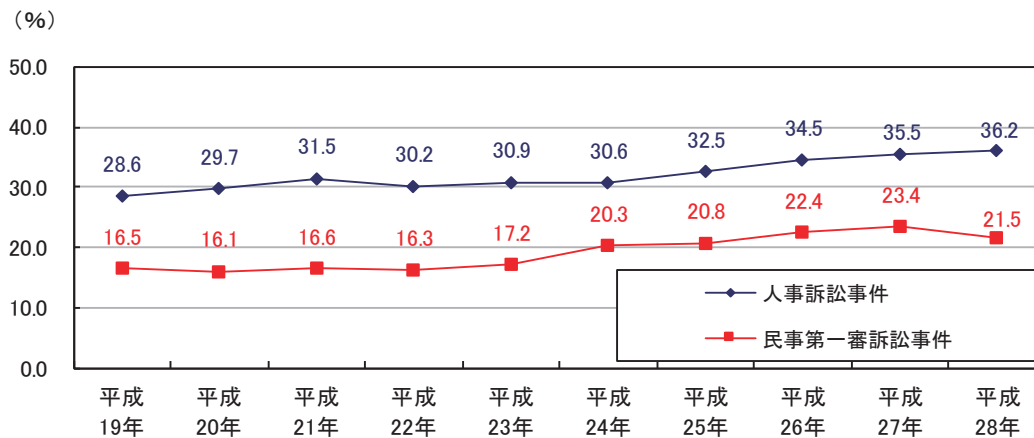
上訴率¹及び上訴事件割合²は【図12】のとおりである。民事第一審訴訟事件に比べ、いずれも高水準である。

¹ 上訴率は、判決で終局した事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指す。

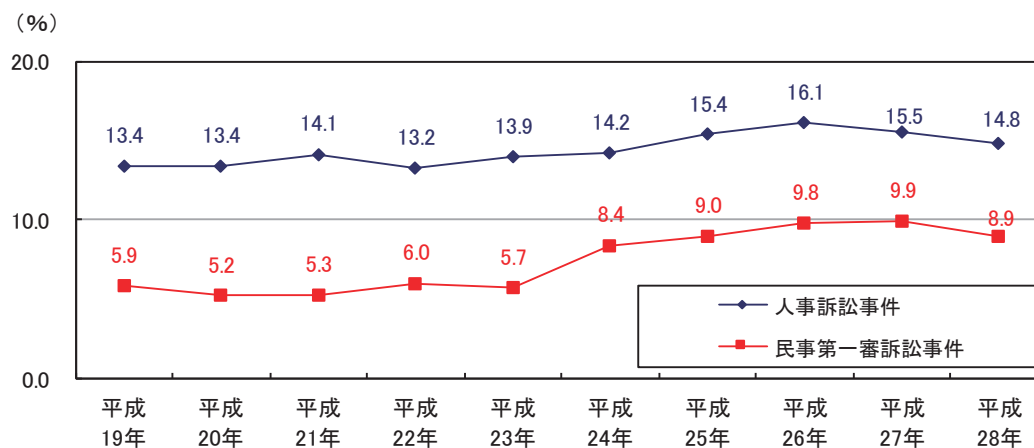
² 上訴事件割合は、全既済事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指す。

【図12】 上訴率及び上訴事件割合の推移
(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)

〈上訴率〉



〈上訴事件割合〉

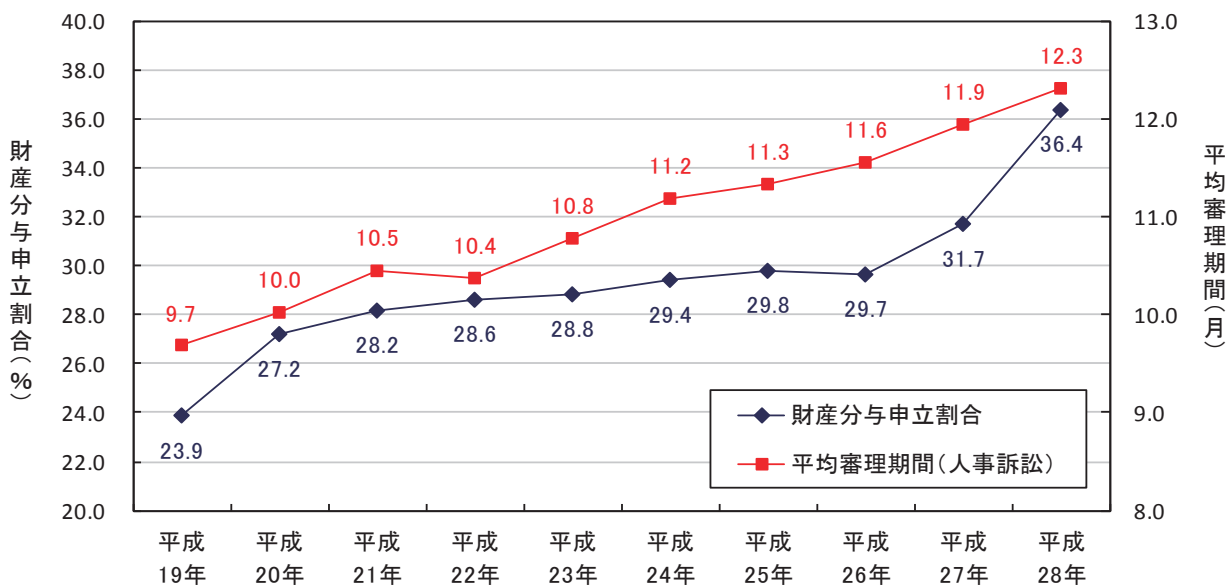


3. 2 審理期間の長期化傾向に関する分析

【図13】からは、既済事件に占める財産分与の申立てがある離婚事件の割合が増加傾向にあることとおおむね対応する形で、人事訴訟の平均審理期間が長期化する傾向にあることが読み取れることから、財産分与の申立てがある離婚事件の増加が人事訴訟全体の平均審理期間を押し上げている原因の一つであると推測される。また、この財産分与の申立てがある離婚事件については、【表5】、【表10】及び【図14】のとおり、人事訴訟全体と比べても、訴訟代理人が選任された事件の割合が高く、事件の困難化傾向を示唆しているとも考えられる。

人事訴訟において、いわゆる欠席判決により終局する場合³でも証拠調べが必要であることが、民事第一審訴訟事件と比べて審理期間が長くなる要因の一つであるとの指摘（第3回報告書分析編35頁、第5回報告書概況編66頁）についても、前提事情の変更はうかがわれない。

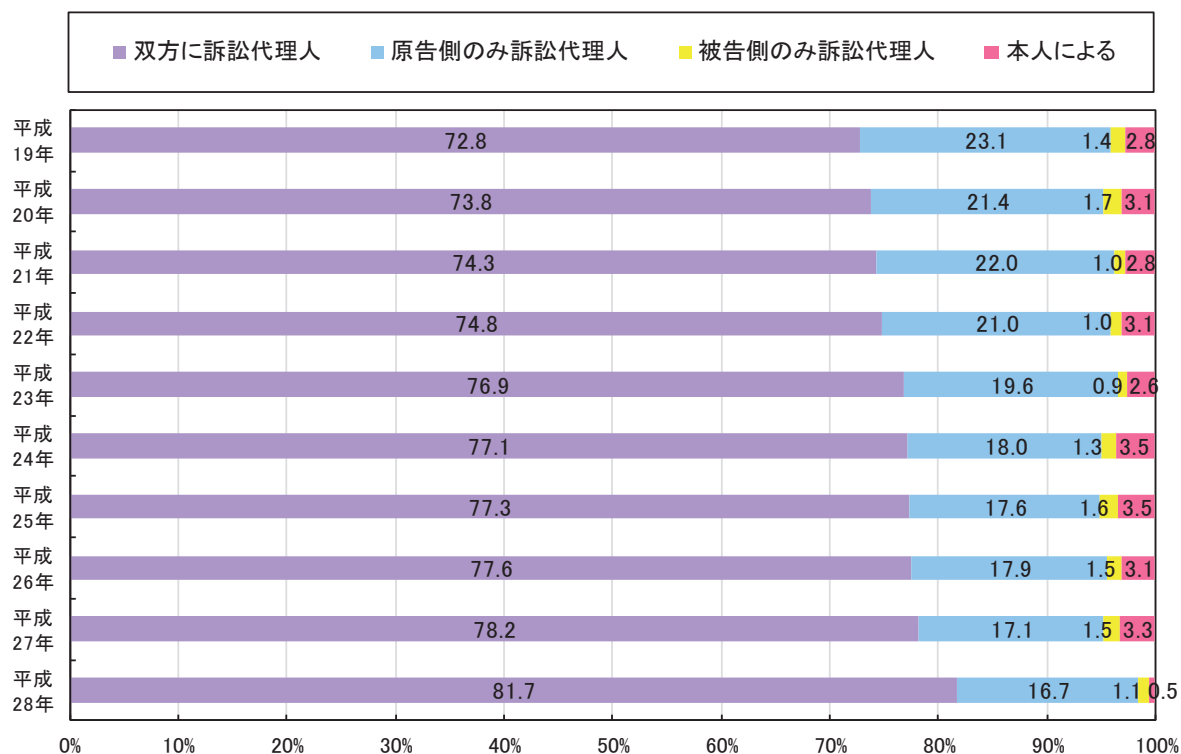
【図13】 離婚の訴えにおける財産分与の申立てがある事件の割合（既済事件）及び人事訴訟の平均審理期間の推移



※平成19年は同年4月から12月までの数値である。

³ ここでいう欠席判決とは、適式な呼出し(公示送達による呼出しを含む。)がされたが、被告が、答弁書その他の準備書面を提出せず、口頭弁論期日に出席しなかった場合にされる判決という意味である。

【図14】 財産分与の申立てがある離婚の訴えにおける訴訟代理人選任状況の推移(人事訴訟)

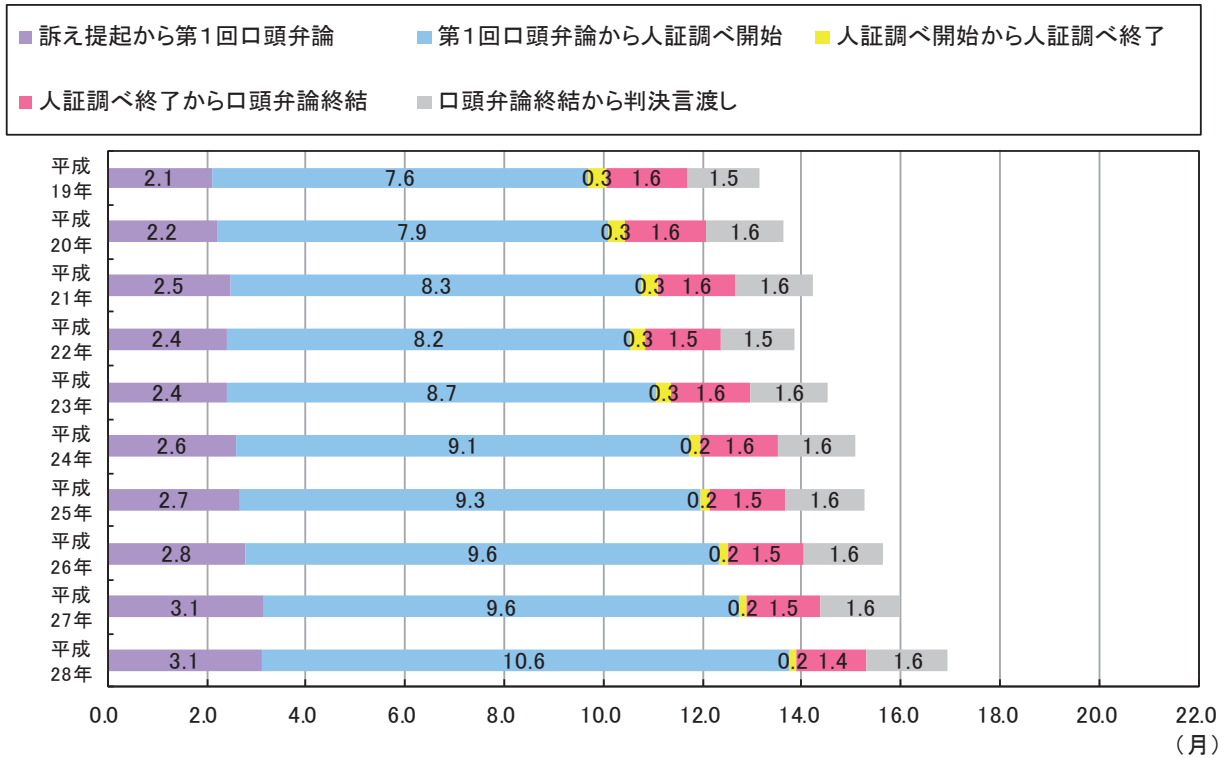


※平成19年は同年4月から12月までの数値である。

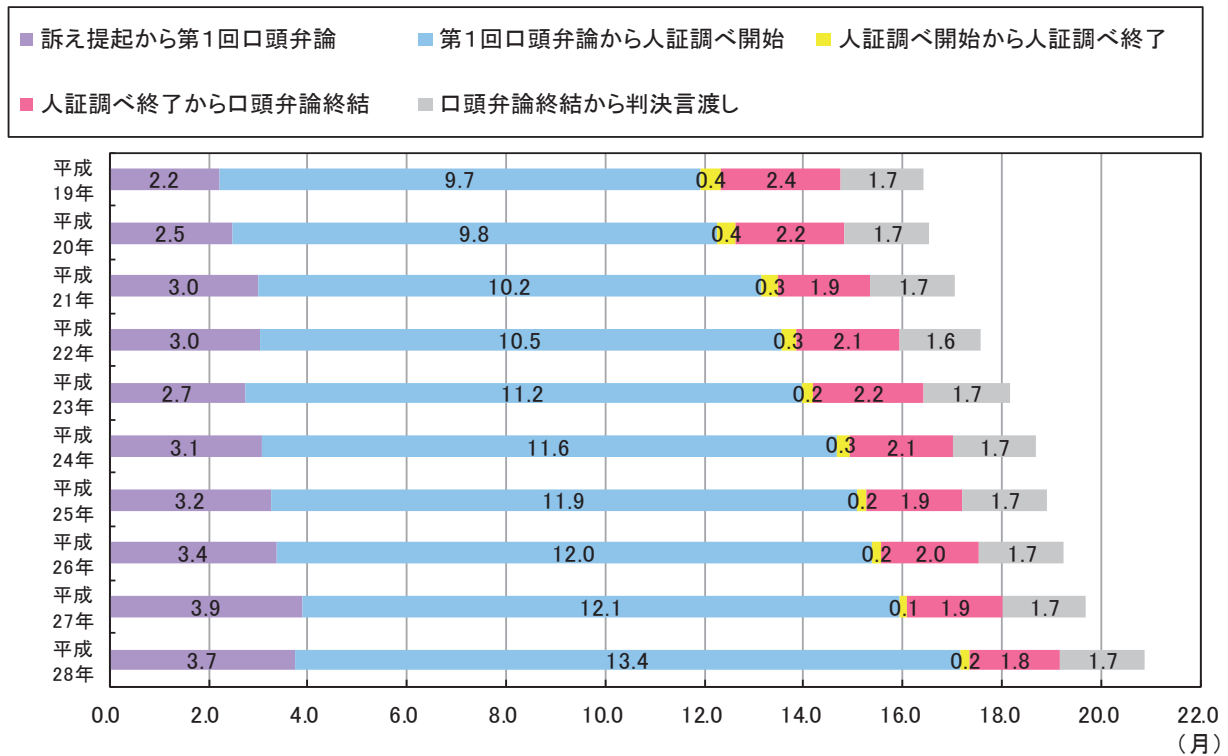
また、【図15①】及び【図15②】のとおり、人証調べを実施して対席判決で終局した事件（全体及び財産分与の申立てがある離婚事件の双方）において、合計の平均審理期間の長期化が、主として、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの期間、すなわち争点整理に費やされる期間の長期化によって生じていることが読み取れる。

人事訴訟におけるこうした争点整理期間の長期化に関しては、従前から、例えば、財産分与の申立てがある離婚事件については、対象財産に係る資料を保有する側において、感情的反発等の理由からその提出を拒否するために、反対当事者が多数の調査嘱託の申立てを行ったり、基準時（別居時）の前後における預金の無断引き出し等に関し、預金取引履歴の開示範囲をめぐって当事者が対立したりするなど、資料収集をめぐって審理が難航しがちであること、また、離婚原因については、「婚姻を継続し難い重大な事由」（民法770条1項5号）が抽象的な要件であることもあって、感情的な思い入れの強い当事者間で、必ずしも事案の結論と結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されがちであること等の指摘がされていたが（第6回報告書187頁）、この点についても大幅な事情の変更はうかがわれない。

【図15①】 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移 (人事訴訟)



【図15②】 財産分与の申立てがある離婚の訴えのうち人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移 (人事訴訟)



※平成19年は同年4月から12月までの数値である。